

県営住宅入居申込案内書

※あいち電子申請・届出システムから電子申込みが可能です。
(詳細は4ページをご確認ください。)

定期募集

募集可能な空家が発生している住宅について、部屋ごとに入居予定者として選出し、登録するための募集です。
募集住宅については、別冊の募集住宅一覧表をご覧ください。

郵送 受付期間

2026年 9月 1日(火)



2026年 9月 9日(水)

2026年9月9日(水)までの
消印があるものに限り受付します。

申込方法

1世帯1住宅(1戸のみ)の申込みとします。

抽選日

2026年 9月30日(水)

入居予定日

2026年12月 1日(火) 以降順次入居

※今回の募集から部屋毎の募集に変更しました。

それに伴い、福祉枠の申込み方法を変更し、全ての一般世帯向住宅(事故住宅を除く)に福祉枠該当世帯の方も申込みが可能になりました。(詳細は34ページをご確認ください。)

入居希望部屋により抽選会場が異なるので、本紙49・50ページを必ずご覧ください。

今回の募集住宅以外にも
常時募集[先着順]で申込みできる住宅があります。



スマートフォンからも
ご覧いただけます。
上記のQRコードを
ご活用ください。

募集の概要

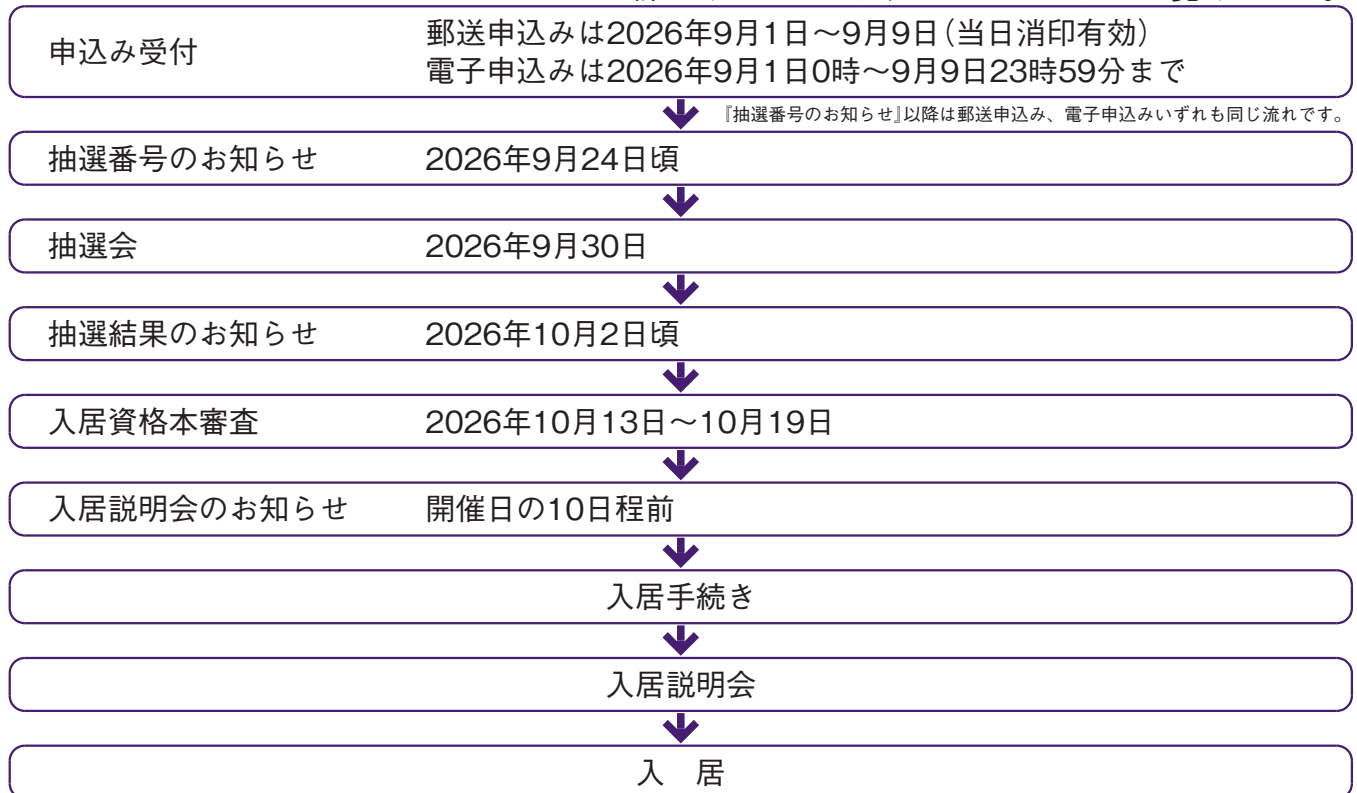
定期募集は、入居募集部屋ごとに受付を行い、公開抽選により仮当選順位を定め、後日行われる入居資格本審査に合格した方を入居予定者として登録します。

なお、災害等による緊急入居や不測の事態が生じた場合などには、希望住宅に空家が発生するまでお待ちいただく場合もありますのでご了承ください。

- 募集住宅は、既設住宅であり建築後の年数も経過していることから、壁の汚れ等、修繕できかねるところがありますのでご了承ください。
- 入居にあたっては、共益費・自治会費等の支払い、退去修繕費の支払い、ペット飼育の禁止等注意事項、了解事項がありますので、入居申込案内書をよくお読みになり、内容を理解したうえでお申込みください。

■申込から入居までの流れ

※詳しくは20ページ、28～33ページをご覧ください。



■申込方法(郵送申込み)

- ① 入居申込書に必要事項を記入してください。
- ② 入居申込書に添付されているはがき2枚(抽選番号通知書及び抽選結果通知書)にそれぞれ85円分の切手を貼ってください。(切手の貼っていないものは受付できません。)
- ③ 専用封筒に入居申込書とはがき2枚を切りはなさず折りまげて封入し、110円分の切手を必ず貼り受付期間中に郵送してください。(ポストへの投かんは2026年9月1日以降でお願いします。受付期間終了後の送付は失格になります。)※2026年9月9日までの消印有効です。
- ④ 受付期間経過後の申込書は、受理せずお返しします。

■申込方法(電子申込み)

- ① あいち電子申請・届出システムに利用者登録をしてください。
- ② 入居希望部屋や入居世帯の情報等を入力してください。
※詳細は4ページをご確認ください。
- ③ 受付後、登録したメールアドレスに「受付完了メール」が届きます。

※申込みの無効・失格について

申込みされても無効・失格となる場合がありますので、38ページの「資格喪失について」をお読みください。

1世帯につき、電子申込み又は郵送申込みいずれかでの申込みとなります。(重複申込み不可)

※中東情勢の緊迫化に伴い、住宅設備の入荷・設置に遅れが発生している影響を受け、入居予定日が遅れる場合があります。

■申込みまで

1	申込資格を確認してください。	3ページ ～8ページ
2	入居される親族全員の合計所得が入居収入基準内であるか確認してください。	9ページ ～14ページ
3	入居希望地区・入居希望住宅名・部屋番号・申込区分・抽選区分を確認してください。	別冊の 募集住宅一覧表
4	入居希望部屋の家賃を確認してください。	15ページ
5	申込みにあたっての注意事項を確認してください。	16ページ
6	郵送申込みの方は入居申込書を作成してください。 電子申込みの方は「あいち電子申請・届出システム」から申請してください。	17ページ ～27ページ
7	入居申込書に添付されているはがき2枚にそれぞれ85円分の切手を貼ってください。	
8	添付されている封筒に入居申込書とはがき2枚を切りはなさず折りまげて封入し、 110円分の切手を貼って郵送 してください。	

■申込みから抽選まで.....20ページ 28～33ページ

1	申込み受付	郵送申込みは2026年9月1日～9月9日(消印有効) 電子申込みは2026年9月1日0時～9月9日23時59分	
2	入居申込書審査・ 返送・再受付手続き	2026年9月18日(金)まで	
3	抽選番号通知発送	2026年9月24日(木)頃	
4	抽選会	2026年9月30日(水) 午前10時から	34ページ
5	抽選結果通知発送	2026年10月2日(金)頃	

■仮当選から入居まで

1	抽選結果通知発送	2026年10月2日(金)頃	
2	入居資格本審査	2026年10月13日(火)～10月19日(月) ●提出された書類は返却しませんのでご了承ください。	35ページ ～37ページ
3	入居説明会通知発送	入居説明会開催日の10日前	38ページ
4	入居手続き	指定された期日までに、敷金を納付したことが分かるもの及び必要事項を記入した賃貸借契約書等を各住宅管理事務所・支所等へ提出してください。	38ページ
5	入居説明会開催		
6	入居に際して	2026年12月1日(火)以降順次入居予定	39ページ ～40ページ

■その他

1	様式集	42ページ ～46ページ
2	県営住宅の浴槽設備について	47ページ
3	案内書配布場所・抽選会場・入居資格本審査受付場所等	48ページ ～50ページ

● Tiếng Việt (Hướng dẫn chung) Trang 21・22・27・28	● नेपाली भाषा (गाईड) पेज 21・22・27・29
● Português (Resumo) páginas 23・24・27・30	● Español (Resumen) páginas 23・24・27・31
● English (Outline) pages 25・26・27・32	● 中国語 (概要) 25・26・27・33
外国人サポートデスクについて (About Foreigners Support Desk)	page 41

申込資格(共通の資格)

■一般世帯向(普通県営住宅)

1 現に同居し、又は同居しようとする親族(内縁関係にある方及び婚約者を含む)があること。(単身者向、シルバーハウジングを除く。)

- ① 親族とは民法上の親族を意味します。
(内縁関係にある方、婚約者、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者、県内市町村のパートナーシップ制度等利用者及び里親に養育されている児童を含む。ただし、一般世帯向に申込み方で現在妊娠中の場合は、出産予定日が2026年11月30日までの胎児は同居しようとする親族とすることができます。)
- ② 単身者の方は申込みできません。(単身者向、シルバーハウジングを除く。)
- ③ 内縁関係にある方は、住民票に「未届(内縁)の妻(夫)」と記載されており、戸籍謄本でもほかに婚姻関係がないことが確認できる場合は申込みできます。(続柄欄の記載が「同居人」の場合は申込みできません。)
- ④ 里親制度により、里子・里親の関係にあることが里親措置決定通知書により確認できる場合は申込みできます。
- ⑤ 離婚調停中(家庭裁判所発行の事件係属証明書等が必要)や、高齢者施設への入所(入所証明等が必要)などの理由がない限り、夫婦を分割して申込みことはできません。(正式離婚前の別居中の状態での申込み等はできません。)詳しくは住宅管理事務所・支所等へ相談してください。
- ⑥ 配偶者から暴力をうけているDV被害者世帯(8ページ参照)は戸籍上、夫婦でも申込み可です。
- ⑦ 不自然に家族を分割する場合や、不自然な寄り合い世帯及び税法上の扶養義務がない親族等(直系血族(両親、祖父母、曾祖父母、子、孫、曾孫)を除く)で構成された世帯は申込みできません。
例：兄弟姉妹(両親死亡等の場合を除く。)での申込み 例：おじ、甥、いとこ等との申込み
例：友人・知人同士での申込み
- ⑧ 出生や死亡の場合を除き、申込後の同居親族の変更や、婚約の解消など変更があった場合は申込みを無効とします。(死亡等により、単身者となった場合は入居の資格を失います。ただし、シルバーハウジングへの申込後に単身者となった方で、申込資格がある場合は除く。)
- ⑨ 県が定める入居指定日から1か月以内に、申込書記載の本人及び同居する家族全員が入居できる方でない申込みできません。
なお、婚約により申込みされた方は、入居指定日から1か月以内に申込家族のうち1名は必ず入居し、3か月以内には、申込家族全員が入居してください。(入居後、世帯全員の住民票の写しを提出していただきます。婚約者の方は婚姻届手続き終了後の住民票の写しを提出してください。)

2 現に住宅に困窮していることが明らかなこと。

申込者本人及び同居予定者の中に持ち家(自家所有者・共有名義含む。)の方がいる場合は申込みできません。(売却や競売等により、持ち家(自家所有者)でなくなることが証明できる場合は除く。)

3 愛知県県営住宅条例に定める収入基準に適合していること。 (被災者(被災市街地復興特別措置法第21条に該当する方等)を除く。)

- ① 申込家族のうち、申込受付期間最終日現在で収入のある方全員の合計総所得が、収入基準の計算対象となります。
- ② 婚約者の方を除き、申込受付期間最終日現在で収入のある方を退職予定での無職無収入とした申込みはできません。

4 申込者(同居親族を含む。)が暴力団員でないこと。

ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。暴力団員と判明した場合、申込みをお断りします。

なお、暴力団員であるか否かの確認のため、愛知県警察本部に照会することがあります。

5 県営住宅に係る未納の家賃、損害賠償金その他県営住宅賃貸借契約から生ずる債務がないこと。

同居予定者を含む全ての者(県営住宅の退去者を含む。)を対象とします。

■一般世帯向(事故住宅)

1 前ページの一般世帯向(普通県営住宅)申込資格の 1・2・3・4・5 に該当していること。

◇事故住宅とは

事故住宅とは、居室内で入居者等が死亡した後に発見が遅れた住宅又は火災が発生した住宅のうち、事故発生より1年以上が経過し、住宅の募集が可能になった住宅です。

◇申込みにあたっての注意事項

申込みをされる場合、事故住宅の個別状況(死亡原因や発見経緯等)については、お答えしかねます。また、事故住宅を理由とした修繕や家賃の減免等ありませんのでご承知ください。

なお、入居に際しては、事故住宅であることを了承し、事故に起因する異議を申し立てない旨の誓約書をご提出いただきますので、ご了解のうえ申込みください。

■あいち電子申請・届出システムを利用した電子申込みについて

2026年度第2回定期募集から、定期募集の入居申込みについて、電子申込みでの受付も可能になりました。(引き続き郵送申込みも可能です。)

申込み方法などの詳細は公社ホームページに掲載してありますので、ご確認のうえお申込みください。

あいち電子申請・届出システム 電子申込み詳細ページ

<https://ttzk.graffer.jp/pref-aichi/smart-apply/apply-procedure-alias/denshishinsei>

2026年9月1日以降、こちらのURL及びQRコードからもご確認いただけます。



公社ホームページ「お知らせ」欄に、電子申込みの流れ等を掲載してあります。受付期間開始前に確認される方は、こちらをご参照ください。



■電子申込みにあたっての注意事項

- ・電子申込みは2026年9月1日0時～9月9日23時59分までとなっております。期間終了後は申込フォームを閉鎖しますのでお気を付けください。
- ・電子申込み後、受付完了通知をメールでお送りしますので、noreply@mail.graffer.jpからのメールを受け取り出来るよう設定してください。その後、抽選番号通知及び抽選結果通知は書面にて郵送します。氏名(同居者含む)、住所、電話番号、メールアドレス等の内容に誤りがないかご確認のうえ申請してください。(申請後の入居希望部屋、申込区分及び抽選区分の変更・訂正は一切できませんのでご注意ください。)

※1世帯につき電子申込み、郵送申込みのいずれか一方のみ申込みいただけます。
重複又は虚偽の申込みをしたときは申込みを無効とします。

特定の資格

※ 下記の申込区分に申込みされる場合は、3ページの共通の資格の他に特定の資格が必要になります。
資格がなく申込まれ仮当選しても、入居資格本審査の結果、失格となりますので注意してください。
事故住宅に関しても同様の扱いとなります。

申込区分	特定の資格	
単身者向	① 下記のいずれかに該当すること。 (申込書裏面に該当項目記入欄がありますので、必ず記入してください。) ● 申込受付期間最終日現在で60歳以上の方 ● 身体障害者(身体障害者手帳：1級から4級までの障害のある方) ● 精神障害者(精神障害者保健福祉手帳：1級から3級までの障害のある方) ● 知的障害者(療育手帳：AからC、愛護手帳：1度から4度までの障害のある方) ● 戦傷病者(恩給法の特別項症から第6項症までの方と第一款症の障害のある方) ● 原子爆弾被爆者(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方) ● 生活保護を受けている方(中国残留邦人等に対する支援給付を受けている方を含む。) ● 引揚者(海外から引き揚げた5年を経過していない方) ● ハンセン病療養所入所者等 ● DV被害者(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律31号)第1条第2項に規定する被害者(同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者を含む。))で、愛知県女性相談支援センター、愛知県内の女性自立支援施設長の証明書[保護修了後5年を経過していないもの]又は裁判所の保護命令[接近禁止、住宅からの退去]発行通知(決定書の写し)[決定日から5年を経過していないもの]又は女性相談支援センター等の証明書[配偶者からの暴力の被害者の保護に関するもの]の入手が可能な方、女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関、行政機関又は関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体において確認がされている方等) ● 離職退去者(解雇又は期限の定めのある労働契約の更新拒否により、現に居住している住宅から退去を余儀なくされることとなる者又は居住する住宅から退去を余儀なくされた者で、離職の日から起算して5年を経過していない方) ● 被災者(被災市街地復興特別措置法第21条に該当する方等) ② 日常生活に支障のない程度に健常であること、又は介護が必要であっても居宅において常時介護を受けることができること。 日常生活において常時介護を必要とする方で、居宅においてこれを受けることができない方、又は受けることが困難であると認められる方は申込みできません。 ※ 入居の申込みをした方に、面接及び介護の内容について調査することがありますのでご承知ください。	
	上記に該当する方 入居申込書の抽選区分の一般に○を付けてください。	上記に該当しない方 申込みできません。
申込区分	特定の資格	
身体障害者 世帯向 [特別設計]  車椅子使用等の 下肢障害者の 方がいること。	① 申込受付期間最終日現在、愛知県内に居住していること。 ② 入居申込みの家族の中に、次に掲げる身体障害者で、車椅子使用等の下肢障害者の方がいること。 ● 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳を所持しており、恩給法(大正12年法律第48号)別紙第1号表の第31款症以上の障害を有する方 ● 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳を所持しており、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の4級以上の障害を有する方 [身体障害者世帯向特別設計] 玄関戸・浴室・トイレ等に車椅子生活等に配慮した工夫がされている住宅です。	
	上記に該当する方 入居申込書の抽選区分の一般に○を付けてください。	上記に該当しない方 申込みできません。

申 込 区 分	特 定 の 資 格
シルバー ハウジング 生活援助員 (LSA：ライフ サポートアド バイザー)等 による見守り 等の福祉サー ビスが必要な 方のための募 集です。 入居中は生活 援助員の定期 的な安否の確 認を受ける義 務がありま す。 福祉見守り サービスが、 必要ではない 方は他の申込 区分の住宅を 選択してくだ さい。 入居後、特定 の資格に該当 しなくなった 場合は、速や かに住宅を明 け渡していた だきます。	① 申込受付期間最終日現在、愛知県内に居住していること。 ② 以下の年齢及び世帯構成のいずれかに該当すること。 ●申込受付期間最終日現在で申込者自身が65歳以上の夫婦世帯 (配偶者は60歳以上であること。) ●申込受付期間最終日現在で申込者自身が65歳以上の親族からなる二人世帯 (同居者は60歳以上であること。) ●申込受付期間最終日現在で65歳以上の単身者 (不自然に家族を分割して申込みをすることはできません。) ③ 日常生活上、下記のいずれかに該当すること。 ●申込者及び同居者は日常生活(歩行、自炊及び食事、着脱衣、入浴、排泄等)に支 障のない程度に健常であること。 ●介護を必要とする方は、居宅において常時介護を受けられること。 ④ <u>入居の際、生活援助員の派遣(有料)に関する契約を必ず結ぶこと。</u> (※生活援助員の派遣契約の解約は認められません。) ⑤ <u>入居の際、緊急通報装置用のNTTアナログ電話回線契約及び電話機の 設置が必要です。</u> (※入居契約中に緊急通報装置用電話回線の解約は認められません。) シルバーハウジングとは シルバーハウジング住宅は、高齢者の生活特性に配慮した構造・設備を有し、かつ、 <u>生活援助員(LSA：ライフサポートアドバイザー)等による福祉サービスの提供を受け ながら自立した安全かつ快適な生活を目的にしています。</u> 【主な構造・設備】 ●福祉型エレベーターを設置 ●共用廊下及び階段に手すりを設置 ●共用廊下と玄関は段差を解消 ●玄関ドアにバーハンドルを採用 ●玄関、浴室及びトイレ内に手すりを設置 ●居室の敷居及び間仕切の高低差の解消 ●台所、浴室、洗面所に給湯する設備の設置及びレバー式の水栓を採用 ●緊急通報システム及びその補完装置の設置 市区町村の委託を受けた生活援助員(LSA：ライフサポートアドバイザー)は、 定期的な見守り活動による安否の確認、生活相談及び緊急時の対応などのサービ スを提供し、高齢者の自立した生活に配慮しています。※<u>介護ヘルパーではありません。</u>
	上記に該当する方 入居申込書の抽選区分の 一般に○を付けてください。 上記に該当しない方 申込みできません。

特定の資格(つづき)

抽選区分の福祉枠該当世帯について

申込受付期間最終日現在、愛知県内に居住している必要があります。(※印世帯は除く)

全ての一般世帯向住宅(事故住宅を除く)に、福祉枠該当世帯の方も申込みいただけます。申込み及び選考方法については34ページをご覧ください。

抽選区分の福祉枠として申込みされる場合は、3ページの共通の資格の他に、下記のいずれかの世帯に該当していることが必要となります。

福祉枠世帯に該当していないのに福祉枠で申込まれますと、仮当選(一般区分での再抽選での当選の場合も含む。)しても入居資格本審査の結果、失格となりますので注意してください。

- ・ 福祉枠該当世帯では、胎児を母子世帯や子育て世帯の同居親族に含めることはできません。
- ・ 申込書裏面に該当世帯の記入欄がありますので必ず記入してください。記入していない場合、返却することがあります。

★福祉枠で申込みされる方は、抽選番号を2つ通知します。

福祉枠該当世帯	要 件	
母 子 世 帯	●母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する「配偶者のない女子」または「配偶者のない男子」であって、現に20歳未満の子を扶養している世帯です。 (同居家族のうちに20歳以上で、かつ、経常的収入を得る職業についている方がいる世帯は除きます。) 離婚調停中(正式離婚前)の方は該当しません。	
父 子 世 帯		
高 齢 者 世 帯	●申込者自身が60歳以上の世帯(同居家族は、その配偶者又は18歳未満若しくは56歳以上の親族の方)です。	
心身障害者世帯	●申込者本人又は同居家族の中に中度(B・3度)以上の知的障害、2級以上の精神障害、4級以上の障害がある身体障害者、又は恩給法別表第1号表の3第1款症以上の障害がある戦傷病者のいる世帯です。	
新 婚 世 帯	●配偶者との年齢の合計が70歳以下である者で、次のいずれかに該当する世帯です。 ・ 婚姻の日後1年以内の世帯 ・ 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者と同居を開始した日後1年以内の世帯 ・ 婚姻の届出をしようとする日から4か月以内の者	
子 育 て 世 帯	●18歳未満の者と同居しようとする世帯です。	
原 子 爆 弾 被 爆 者 世 帯	●家族の中(同居家族)に被爆者健康手帳を所持し、かつ、厚生労働大臣の認定を受けた方か、被爆に対する援護に関する法律施行規則第51条各号に掲げる障害を伴う疾病にかかっている方のいる世帯です。	
※ハンセン病療養所 入所者等世帯	●ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等のいる世帯です。(単身者の方でも申込みできる住宅があります。)	
	上記に該当する方 入居申込書の抽選区分の福祉枠に○を付けてください。	上記に該当しない方 福祉枠での申込みはできませんので入居申込書の抽選区分の一般に○を付けてください。

特定の資格が必要な住宅について、公社ホームページでも詳しい説明がご覧いただけます。
こちらのQRコードをご活用ください。



福祉枠該当世帯	要 件	
DV被害者世帯	●配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第2項に規定する被害者(同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者を含む。)で、愛知県女性相談支援センター、愛知県内の女性自立支援施設及び母子生活支援施設による保護等が終了した日から起算して5年を経過していない世帯、又は裁判所による保護命令の申立てを行った方を含む世帯で、裁判所の保護命令が効力を生じた日から起算して5年を経過していない世帯、女性相談支援センター等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されている世帯、女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関、行政機関又は関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体において確認がされている世帯等です。	
犯罪被害者等世帯	●犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第2条第2項に規定する犯罪被害者等世帯(DV被害者世帯を除く。)で、犯罪等の影響により収入が著しく減少したことにより、現在居住している住宅に居住し続けることが困難となったと認められる世帯、又は現に居住している住宅若しくはその付近において犯罪等が行われたことにより、当該住宅に居住し続けることが困難となったと認められる世帯で、被害発生日から起算して5年を経過していない世帯です。	
※離職退去者世帯	●解雇又は期限の定めのある労働契約の更新拒否により、現に居住している住宅から退去を余儀なくされることとなる者又は居住する住宅から退去を余儀なくされた者で、離職の日から起算して5年を経過していない世帯です。	
道路事業等の施行に伴う移転の対象者世帯	●一般国道(高速自動車国道は除く。)並びに都道府県道又は河川法(2級河川以上)に定める河川に関する事業の用に供する土地に居住し立ち退きが必要な世帯です。	
※独立行政法人都市再生機構又は、地方住宅供給公社の賃貸住宅の建替えに伴う移転対象者世帯	●建替事業に伴い移転を求められている入居者で、建替後賃貸住宅の最終月額家賃が当該世帯の総収入月額0.3を乗じた額を超え、かつ、現に居住する住宅の月額家賃に比して著しく高いため、家賃負担が困難となる世帯です。	
炭鉱離職者世帯	●炭鉱離職者の方で、公共職業安定所の紹介により就職してから2年を経過していない世帯です。	
歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域に居住する世帯	●同左	
※引揚者世帯	●海外からの引揚者で、本邦に引き揚げた日から5年未満の方がいる世帯です。	
	上記に該当する方 入居申込書の抽選区分の福祉枠に○を付けてください。	上記に該当しない方 福祉枠での申込みはできませんので入居申込書の抽選区分の一般に○を付けてください。

入居収入基準

■収入の基準

申込資格の収入基準は「所得月額」(下記参照)によって判定します。

ただし、申込家族の中で収入のある方が1人で、その収入が給与所得又は事業所得等であり、特別控除(12ページ表3参照)に該当する方がいない場合は、「所得月額」の計算をすることなく、13・14ページの収入基準早見表により申込資格の有無及び所得月額区分が判定できます。

普通県営	原則階層	所得月額	158,000円以下
	裁量階層	所得月額	214,000円以下

■裁量階層について

下記条件に該当する世帯の方は上記の裁量階層の所得月額でも申込みできます。

- ① 高齢者世帯
申込受付期間最終日現在で申込者自身が60歳以上の方であり、かつ同居者がある場合は、いずれもが60歳以上又は18歳未満の親族の方がいる世帯
- ② 心身障害者世帯
申込者本人又は同居する家族に中度(B・3度)以上の知的障害、2級以上の精神障害、4級以上の身体障害のある方、又は恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、又は同法別表第1号表の3第1款症の障害がある戦傷病者のいる世帯
- ③ 子育て世帯
18歳未満の者と同居しようとする世帯
- ④ ハンセン病療養所入所者等世帯
申込者本人又は同居する家族に1996年3月31日までに国立ハンセン病療養所又は私立ハンセン病療養所に入所していた方のいる世帯
- ⑤ 原爆被爆者世帯
申込者本人又は同居する家族に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方のいる世帯
- ⑥ 引揚者世帯
海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から5年未満の方がいる世帯
(引揚証明書の交付を受けている。)

■所得月額の算出のしかた

入居資格の有無、区分を判定する根拠である「所得月額」とは、国の定めたきまりに基づいて算出したものです。一般に言われる“手取り”などとは異なります。

下の計算の順序にしたがってあなたの世帯の「所得月額」を算出してください。

- ① 申込家族全員の年間総所得金額を対象とします。
(前年1月2日以降に転職等をされた方で、収入等の証明の期間が1年未満の方は、1年間に換算します。)
- ② 各々の年間総所得金額から基礎控除振替分及び個別の特別控除額を控除し合算します。
- ③ 合算した金額から一般控除額及びその他の特別控除額を控除した後、12で除し所得月額を算出します。

算 式

$$\begin{array}{c}
 \text{年間総所得金額} \\
 \text{給与所得者の方は} \\
 \text{表1により算出した金額} \\
 \text{※注1 所得金額調整控除}
 \end{array}
 -
 \begin{array}{c}
 \text{基礎控除} \\
 \text{振替分} \\
 10万円 \\
 \text{※注2}
 \end{array}
 -
 \begin{array}{c}
 \text{個別の} \\
 \text{特別控除} \\
 \text{ひとり親 35万円} \\
 \text{寡婦 27万円} \\
 \text{※注3}
 \end{array}
 -
 \begin{array}{c}
 \text{一般控除} \\
 38万円 \\
 \times \\
 \text{同居親族数} \\
 \text{又は} \\
 \text{扶養親族数}
 \end{array}
 +
 \begin{array}{c}
 \text{その他の特別控除} \\
 \text{障害者} \quad 27万円 \\
 \text{特別障害者} \quad 40万円 \\
 \text{16歳以上23歳未満の者に係る扶養親族} \quad 25万円 \\
 \text{老人扶養親族} \quad 10万円 \\
 \text{各々} \times \text{対象者数}
 \end{array}
 \div 12$$

収入のある方が2人以上いる場合には、上記の算式で各々計算し(マイナスのときは0とする。)出た金額を合算した金額

※注1 給与所得と年金所得の双方を有する場合、租税特別措置法により、所得金額調整控除として最大10万円控除となります。
 ※注2 個人事業主(自営業者等)の方は上記算式の基礎控除振替分はありません。 ※注3 ひとり親と寡婦の併用はできません。

計算した所得月額による申込資格は次のとおりです。

普通県営	所得区分	所得月額	所得区分	所得月額
	I	104,000円以下	IV	139,000円を超え、158,000円以下
	II	104,000円を超え、123,000円以下	V※	158,000円を超え、186,000円以下
	III	123,000円を超え、139,000円以下	VI※	186,000円を超え、214,000円以下

※V・VIに該当する申込世帯には一定の条件が必要となります。(前ページ[裁量階層について]参照)

収入基準の計算例

例1 母子・父子世帯の場合(個別の特別控除該当者あり)

母(30歳):給与年間収入金額 2,110,300円
 長男(9歳):学生
 長女(7歳):学生
 ●母の所得金額の算出 表1により 1,395,600円
 基礎控除振替分の10万円により 1,295,600円

所得金額 1,295,600円 - 350,000円 = 945,600円
 ひとり親控除 350,000円
 親族控除 380,000円 × 2名 = 760,000円

$$\frac{945,600円 - 760,000円}{12か月} = 15,466円(所得月額)$$

普通県営住宅に
申込みできます。
(所得区分 I)

例2 心身障害者世帯の場合(その他の特別控除該当者あり)

夫(32歳):給与年間収入金額 3,150,300円
 妻(26歳):給与年間収入金額 2,250,000円
 長女(5歳):障害3級(障害者控除対象)
 ●夫の所得金額の算出 表1により 2,123,600円
 基礎控除振替分の10万円により 2,023,600円
 ●妻の所得金額の算出 表1により 1,493,600円
 基礎控除振替分の10万円により 1,393,600円

所得の合計 2,023,600円 + 1,393,600円 = 3,417,200円
 親族控除 380,000円 × 2名 = 760,000円
 障害者控除 270,000円 × 1名 = 270,000円

$$\frac{3,417,200円 - 1,030,000円}{12か月} = 198,933円(所得月額)$$

裁量世帯により、
普通県営住宅に
申込みできます。
(所得区分 VI)

例3 公的年金受給者がいる場合

長男(44歳):給与年間収入金額 2,199,834円
 父(71歳):年金年間収入金額 2,000,000円
 母(63歳):年金年間収入金額 580,000円
 ●長男の所得金額の算出 表1により 1,457,200円
 基礎控除振替分の10万円により 1,357,200円
 ●父の所得金額の算出 表2により 900,000円
 基礎控除振替分の10万円により 800,000円
 ●母の所得金額の算出 表2により 0円

所得の合計 1,357,200円 + 800,000円 = 2,157,200円
 親族控除 380,000円 × 2名 = 760,000円

$$\frac{2,157,200円 - 760,000円}{12か月} = 116,433円(所得月額)$$

普通県営住宅に
申込みできます。
(所得区分 II)

例4 前年1月2日以降に就職、転職又は事業を始められた場合

夫(36歳):就職して10か月で、
 この間の収入金額 2,830,000円
 (給与2,530,000円、賞与300,000円)
 妻(28歳):無収入
 ●夫の年間総収入金額及び所得金額の算出

$$\frac{2,530,000円}{10か月} \times 12 + 300,000円 = 3,336,000円$$

 表1により年間総所得金額は、 2,255,200円
 基礎控除振替分の10万円により 2,155,200円

所得金額 2,155,200円
 親族控除 380,000円 × 1名 = 380,000円

$$\frac{2,155,200円 - 380,000円}{12か月} = 147,933円(所得月額)$$

普通県営住宅に
申込みできます。
(所得区分 IV)

■年間総所得金額算出のしかた

表1：公的年金以外の場合

年間総収入金額	年間総所得金額
1円～ 650,999円	0円
651,000円～1,899,999円	総収入金額－650,000円
1,900,000円～3,599,999円	(注) $A \times 0.7 - 80,000$ 円
3,600,000円～6,599,999円	(注) $A \times 0.8 - 440,000$ 円
6,600,000円～8,499,999円	総収入金額 $\times 0.9 - 1,100,000$ 円※
8,500,000円～	総収入金額－1,950,000円

※小数点以下は切り捨て

(注) Aの計算は、 $\frac{\text{年間総収入金額}}{4,000} = \boxed{} \text{ (小数点以下を切り捨て)} \rightarrow \boxed{} \times 4,000 = \text{A}$

(例) $\frac{2,671,666\text{円 (年間総収入金額)}}{4,000} = 667.9165 \rightarrow 667 \times 4,000 = 2,668,000 (\text{A})$

└─ 切り捨て

表2：公的年金の場合

65歳未満の方	
年間総収入金額	年間総所得金額
130万円未満	公的年金総収入－600,000円
130万円以上410万円未満	公的年金総収入×0.75－275,000円
410万円以上770万円未満	公的年金総収入×0.85－685,000円
770万円以上1,000万円未満	公的年金総収入×0.95－1,455,000円
1,000万円以上	公的年金総収入－1,955,000円
65歳以上の方	
年間総収入金額	年間総所得金額
330万円未満	公的年金総収入－1,100,000円
330万円以上410万円未満	公的年金総収入×0.75－275,000円
410万円以上770万円未満	公的年金総収入×0.85－685,000円
770万円以上1,000万円未満	公的年金総収入×0.95－1,455,000円
1,000万円以上	公的年金総収入－1,955,000円

(注)遺族年金、障害年金などの課税されない所得は収入基準の計算対象とはなりません。

(注) 公的年金を受給されている方で公的年金以外の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、控除額が変わります。

表3：収入計算で控除する金額

●年間総所得金額から次の額を控除します。

区分	控除項目	控除対象者		控除額	
一般控除	同居親族控除	申込家族のうち申込者以外の方		1人につき 38万円	
	扶養親族控除	申込家族には入っていないが、所得税法上の扶養親族の対象として認められている方 (仕送りをしているだけでは扶養親族にならない場合があります。)			
個別の特別控除	ひとり親控除	・離婚した後、婚姻していないか、配偶者と死別したのち婚姻していない者で生計を一にする子(注1)を有し、合計所得金額が500万円以下の方 ・配偶者の生死が不明又は、婚姻によらないで母(父)になった女子(男子)で、その者と生計を一にする子(注1)を有し、合計所得金額が500万円以下の方		その人の所得から 35万円	
	寡婦控除	・夫と離婚したのち婚姻していない方で子以外の扶養家族を有し合計所得金額が500万円以下の方 ・夫と死別したのち婚姻していないか、夫の生死が不明の方で合計所得金額が500万円以下の方		その人の所得から 27万円	
その他の特別控除	障害者控除	申込者又は一般控除対象者の中で心身障害者であり、手帳等を交付されている方	身体障害者手帳	3～6級	1人につき 27万円
			精神障害者保健福祉手帳	2・3級	
			愛護手帳	3・4度	
			療育手帳	B・C	
			戦傷病者手帳	第4項症～第4目症	
	特別障害者控除	申込者又は一般控除対象者の中で重度の心身障害者であり、手帳等を交付されている方	身体障害者手帳	1・2級	1人につき 40万円
			精神障害者保健福祉手帳	1級	
			愛護手帳	1・2度	
			療育手帳	A	
			戦傷病者手帳	特別項症～第3項症	
			被爆者健康手帳所持者のうち、厚生労働大臣の認定患者		
	16歳以上23歳未満の者に係る扶養親族控除	申込者又は一般控除対象者の中で年齢16歳以上23歳未満の方のうち、申込家族のいずれかの扶養親族と認められている方(配偶者は除く。)		1人につき 25万円	
	老人扶養親族控除	申込者又は一般控除対象者の中で年齢70歳以上の方のうち、申込家族のいずれかの扶養親族と認められている方		1人につき 10万円	

※ 婚約者の方は、同居親族に含みます。年齢は、申込受付期間最終日現在での満年齢とします。

※ 控除の内容、金額については、法律の改正により変更される場合があります。

(注1) この場合の子は、その年分の総所得金額等が58万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族でない方に限られます。

収入基準早見表

申込資格の収入基準は「所得月額」(9ページ参照)によって判定します。

ただし、申込家族の中で収入のある方が1人で、その収入が給与所得又は事業所得等であり、特別控除(12ページ表3参照)に該当する方がいない場合は、「所得月額」の計算をすることなく、下記の収入基準早見表により申込資格の有無及び所得月額区分が判定できます。

普通県営住宅

表4：年間総収入金額でみる収入基準早見表(給与所得者の場合)

給与所得者が1人で、特別控除対象者がいない場合の早見表です。

	区分	同居・扶養親族 所得月額	0人 (単身者)	1人 (2人家族)	2人 (3人家族)	3人 (4人家族)	4人 (5人家族)	5人 (6人家族)
年間総収入金額(公的年金は除く)	原則階層	I	104,000円以下	2,043,999円以下	2,583,999円以下	3,127,999円以下	3,663,999円以下	4,135,999円以下
		II	104,000円を超え 123,000円以下	2,044,000円 2,367,999円	2,584,000円 2,911,999円	3,128,000円 3,451,999円	3,664,000円 3,947,999円	4,136,000円 4,423,999円
		III	123,000円を超え 139,000円以下	2,368,000円 2,643,999円	2,912,000円 3,183,999円	3,452,000円 3,711,999円	3,948,000円 4,187,999円	4,424,000円 4,663,999円
		IV	139,000円を超え 158,000円以下	2,644,000円 2,967,999円	3,184,000円 3,511,999円	3,712,000円 3,995,999円	4,188,000円 4,471,999円	4,664,000円 4,947,999円
	裁量階層	V	158,000円を超え 186,000円以下	2,968,000円 3,447,999円	3,512,000円 3,943,999円	3,996,000円 4,415,999円	4,472,000円 4,891,999円	4,948,000円 5,367,999円
		VI	186,000円を超え 214,000円以下	3,448,000円 3,887,999円	3,944,000円 4,363,999円	4,416,000円 4,835,999円	4,892,000円 5,311,999円	5,368,000円 5,787,999円

表5：年間総所得金額でみる収入基準早見表(自営業者等の場合)

事業所得等の方が1人で、特別控除対象者がいない場合の早見表です。

	区分	同居・扶養親族 所得月額	0人 (単身者)	1人 (2人家族)	2人 (3人家族)	3人 (4人家族)	4人 (5人家族)	5人 (6人家族)
年間総所得金額	原則階層	I	104,000円以下	1,248,000円以下	1,628,000円以下	2,008,000円以下	2,388,000円以下	2,768,000円以下
		II	104,000円を超え 123,000円以下	1,248,001円 1,476,000円	1,628,001円 1,856,000円	2,008,001円 2,236,000円	2,388,001円 2,616,000円	2,768,001円 2,996,000円
		III	123,000円を超え 139,000円以下	1,476,001円 1,668,000円	1,856,001円 2,048,000円	2,236,001円 2,428,000円	2,616,001円 2,808,000円	2,996,001円 3,188,000円
		IV	139,000円を超え 158,000円以下	1,668,001円 1,896,000円	2,048,001円 2,276,000円	2,428,001円 2,656,000円	2,808,001円 3,036,000円	3,188,001円 3,416,000円
	裁量階層	V	158,000円を超え 186,000円以下	1,896,001円 2,232,000円	2,276,001円 2,612,000円	2,656,001円 2,992,000円	3,036,001円 3,372,000円	3,416,001円 3,752,000円
		VI	186,000円を超え 214,000円以下	2,232,001円 2,568,000円	2,612,001円 2,948,000円	2,992,001円 3,328,000円	3,372,001円 3,708,000円	3,752,001円 4,088,000円

注：ⅤⅥに該当する申込世帯には一定の条件が必要となります。(9ページ参照)

■収入基準早見表の見方

表4・5の「同居・扶養親族」欄の人数は申込者本人を含まない数です。

(例1) 4人家族で、収入者が1人、同居・扶養親族が3人の場合は「3人」の欄を見てください。

(例2) 3人家族で、収入者が1人、同居・扶養親族が2人及び別居扶養親族が2人いる場合は、「4人」の欄を見てください。

注：前年1月2日以降に就職、転職又は新しく事業を始められた方、年金を受給されている方、障害者の方がおられるなどで特別控除をする必要がある方、家族の中に2人以上の収入のある方などは、この表とは異なりますので、9～12ページを参照してください。

■所得金額調整控除の特例

●総収入が850万円を超える方で下記(1～3)のいずれかに該当される場合の所得金額調整控除について

1. 本人が特別障害者に該当する者
2. 年齢23歳未満の扶養親族を有する者
3. 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者

給与等の収入金額が850万円を超える申込者で、総所得金額を計算する場合には、給与等の収入金額から850万円を控除した金額の10%に相当する金額が、給与所得の金額から控除されることとなります。

注：給与等の収入金額が1,000万円を超える場合は、1,000万円として計算します。

■ことばの説明

●年間総収入金額

給与又は年金等による1年間の税込みの収入(源泉徴収票での「支払金額」)のことです。

●年間総所得金額

給与所得者の方は年間総収入金額から11ページ表1の方法より算出した1年間の所得金額(源泉徴収票での「給与所得控除後の金額」)のことを、自営業の方は年間の総収入金額から所得税法上の必要経費を差引いた後の所得額のことです。

①自治会(町内会)について

県営住宅は民間のアパート等とは異なり入居者の方々の自主運営組織として自治会があります。入居後は自治会の行事・運営に参加していただきます。(自治会費の支払いをお願いします。)

その他、毎年自治会の総会等により自治会長を含め、さまざまな役員に選出されることがありますので、その旨をご了解のうえ、お申込みください。

住宅の家賃について

- ① 普通県営住宅に申込みされた方の家賃は、同じ住宅、同じ広さでも同居する世帯全員の合計所得又は扶養親族数等により世帯別に異なります。
- ② 毎年家族全員の収入を申告していただき、その収入により家賃を決定します。(毎年家賃が変わる場合があります。)
- ③ 家賃は「家賃算定基礎額」に「応益係数」を乗じた額です。

表6-1 所得区分表 (原則階層 (9ページ参照) に該当する世帯の方が申込みできる所得月額)

所得区分	所得月額	家賃算定基礎額
I	104,000円以下	34,400円
II	104,000円を超え、123,000円以下	39,700円
III	123,000円を超え、139,000円以下	45,400円
IV	139,000円を超え、158,000円以下	51,200円

表6-2 所得区分表 (裁量階層 (9ページ参照) に該当する世帯の方は、下記所得月額まで申込みできます。)

所得区分	所得月額	家賃算定基礎額
V	158,000円を超え、186,000円以下	58,500円
VI	186,000円を超え、214,000円以下	67,500円

【所得月額の算出のしかた】(9～10ページ参照)により算出された、所得月額を上記所得区分と比較し所得区分を決定します。

そのため、毎年入居者の方に収入の申告をしていただくことになります。

表6-3 家賃算出計算式

$$\text{家賃} = \text{家賃算定基礎額} \times \text{応益係数}$$

応益係数とは、住宅の建設されている地域、部屋の専用床面積、建設されてからの経過年数などにより住宅別に決定された数値です。

郵送申込みにあたっての注意事項 ※電子申込みについては4ページを参照

申込みまで	① 重複又は虚偽の申込みをしたときは申込みを無効とします。 (この場合、今後の受付は一切いたしません。) ※同じ募集に1世帯(婚約者との申込みの場合も1世帯とする。)で2通以上申込みをしたときや郵送申込み、電子申込みそれぞれで申込みをした場合等 ② 申込みに際してのご了解事項(38ページ「資格喪失について」参照)をご確認ください。
申込みから抽選まで	① 入居申込書投かん後は、入居希望部屋、申込区分及び抽選区分等の記載内容の変更・訂正は一切できませんのでご注意ください。 ② 入居申込書に添付されているはがきの申込者あての住所は、郵便が確実に届く住所を記入してください。 宛先不明等で配達されなくとも、正式に郵送したものとさせていただきます。 ③ 申込み後に住所を変えた場合は、最寄りの郵便局に「転居届」を出して、抽選番号通知書(はがき)等を受け取れるように住所変更手続きをしてください。 ④ 入居申込書に不備がなければ、抽選します。抽選会への出欠が当落を左右するものではありません。 ⑤ 抽選番号通知書(はがき)及び抽選結果通知書(はがき)に、それぞれ85円分の切手を必ず貼ってください。(切手が貼られていない場合、それぞれのはがきを送付できません。)
仮当選から入居まで	① 仮当選者の入居資格の有無等は、入居資格本審査の際にすべての書類を提出していただいてから最終的に判断します。 提出された書類につきましては原則としてお返ししませんので、ご了承ください。 ご相談の段階では、あいまいな記憶や書類なしでご質問いただく場合が多いため、確実なお答えができません。 後日、審査書類を提出された際に、相談時と判定が異なり失格となる場合もあります。 ② 入居資格本審査では、申込受付期間での入居資格の有無を審査しますので、収入・同居しようとする親族等入居資格について、申込み時点と入居資格本審査時点で事情や条件が変わる場合には、内容により失格となる場合がありますので、ご注意ください。 年齢は一部資格を除き申込受付期間最終日現在(2026年9月9日(水)現在)の満年齢で計算します。 ③ 賃貸借契約締結の際には、緊急連絡先の届出が必要となります。 緊急連絡先の方は原則2名とし、1名は親族、もう1名は親族又は友人知人とします。 緊急連絡先が1名しか見つからない場合や、日本国内に親族のいない場合などは住宅管理事務所又は支所等へご相談ください。 ④ 次の方は、仮当選後であっても、直ちに入居の資格を失います。 ・住所や連絡先等の変更をしたにもかかわらず連絡がなかったり、連絡のつかなかった方(送付した郵便物が宛先不明等で配達されず、当公社に返送された場合) ・実際には申込資格がなかったことが判明した方 ・同居親族の変更(出生・死亡の場合を除く。)や、婚約の解消・変更があった方 ・同居親族の死亡等により单身となった方 ただし、シルバーハウジングへの申込後に单身となった方で申込資格がある場合は除く。 ・事前連絡をせずに、入居資格本審査期間中に審査を受けなかった方、入居説明会当日に欠席された方 ・提出をお願いした書類(不備書類など)を提出期日までに提出されない方 ・指定した期日までに、敷金の納付及び賃貸借契約書等の書類作成をされない方 ・入居に際して申込区分により特定の条件があり、これを受諾されない方

入居申込書記入例

《2026年度 第2回定期募集》

※記入方法は案内書17～27ページ、募集住宅一覧表3～12ページをご覧ください。

様式第1（第2条関係）

確認者印		受付者印	
------	--	------	--

県営住宅入居申込書										抽選募集	
愛知県知事殿 愛知県住宅供給公社理事長様										2026年 9月 1日	
ふりがな あいち たろう (申込者本人) 氏 名 愛知 太郎 ①											
県営住宅に入居したいので、次のとおり申し込みます。なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、私又は同居する者が暴力団員であるとき、その他入居者資格を欠くときは、無効とされても異議を申し立てないことを誓約いたします。また、私又は同居する者が暴力団員であるか否かの確認のため、愛知県警察本部に照会がなされることに同意します。											
入居希望	入居希望地区	入居希望住宅名	部屋番号	※区分	※抽選番号	※順位	※住宅名				
	②名古屋	②清明山B	②1-202								
	募集区分	申込区分			抽選区分 (申し込む区分に○印を付けてください)						
	普通県営住宅	一般世帯向			一般		福祉枠 ③				
		単身者向			一般						
シルバーハウジング			一般								
身体障害者世帯向[特別設計]			一般								
申込者の 現住所	住所			電話番号							
	郵便番号 〒 460-0001 ④			(052) ⑤							
	名古屋市中区三の丸3-1-2 東横 101号 方			954-1361							
申込者の 勤務先	名称			電話番号		所在市町村					
	愛住商事(株) 営業部 営業1課 ⑥			(052) 954-1362 ⑥		名古屋 市 町・村 ⑦					
入居者の 親族等	氏名	続柄	生年月日	年齢	職業	※過去1年間の所得金額					
	愛知 太郎	本人	1986・4・11	40歳	会社員	円					
	愛知 花子	妻	1988・5・2	38	主婦						
	愛知 一郎	長男	2019・3・20	7	小学生						
※特別控除 該当者の数	障害者の数(うち特別障害者の数)			老人扶養親族の数		寡婦の数		ひとり親の数		16歳以上23歳未満の者に 係る扶養親族の数	
	人()			人		人		人		人	
住宅の 状況	現在の住宅の種類			住宅に困っている理由							
	1. 持ち家 6. 公営住宅(公営住宅を除く) ⑩			①狭い(1人当たり 3畳) 6. 居住環境不良 ②家賃が高い(月額 50,000円) 7. 他の世帯と同居 ⑪ ③民間アパート 8. 寮 ④社宅 9. 親族等の持ち家 ⑤公営住宅 10. その他() 4. 立退き要求を受けている 5. 婚約中(入籍予定 年 月 日)							

※福祉枠・単身者向応募の方は裏面にも記入してください。
2026年9月1日(火)より前にポストへ投かんしないでください。

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 ※印欄には記入しないこと。

3 愛知県県営住宅条例第45条第1項の規定による管理を行う県営住宅に係る申込みにあつてはこの様式中「愛知県知事殿」を、同項の規定による管理を行わない県営住宅に係る申込みにあつてはこの様式中「愛知県住宅供給公社理事長様」を抹消すること。

- ① 入居希望地区の欄
別冊の募集住宅一覧表から入居希望部屋の地区を記入してください。
- ② 入居希望住宅及び住宅の番号の欄
別冊の募集住宅一覧表から入居希望住宅の住宅名及び住宅の番号を記入してください。
住宅名は、間取りなどにより〇〇A、〇〇KCのようにアルファベットが付いていますので正確に記入してください。(事故住宅への申込の場合は入居希望地区、入居希望住宅名までご記入ください。※部屋番号は記入不要です。なお住宅名は、〇〇XAのように頭文字に必ず「X」をつけてご記入ください。)
住宅名や住宅の番号が未記入や不正確の場合、受付できませんので注意してください。
※事故住宅の申込みについては、4ページをよくお読みください。
- ③ 抽選区分の欄
別冊の募集住宅一覧表から入居希望部屋の募集区分・申込区分・抽選区分と同じ区分のものを○に沿って○印を付けてください。
抽選区分が2つある場合は、該当する方に○印を付けてください。



- ① 申込者の氏名とふりがなを記入してください。(住民票記載のもの)
- ② 別冊の募集住宅一覧表より希望する地区及び住宅名、住宅の番号を1つだけ記入してください。
- ③ 抽選区分に○を付けてください。
・ 資格要件に合わない世帯で申込まれますと、仮当選しても失格となりますので入居申込案内書の申込資格(3～8ページ)をよく読んで申込みしてください。
・ 抽選区分に○が付いていない場合は、入居希望部屋の一般で受付します。
・ 入居希望部屋に該当しない抽選区分に○が付いている場合は、入居希望部屋の一般で受付します。
・ 事故住宅に申込みされる場合も該当する抽選区分に○をつけてください。
- ④ 現在お住まいの住所を記入してください。
ここに記入された住所に通知等をしますので、正確に記入してください。
- ⑤ 電話番号は連絡する場合がありますので、日中に連絡のとれる電話番号を記入してください。
(携帯電話のみの場合は携帯電話番号)
- ⑥ 勤務先の名称・電話番号を記入してください。
- ⑦ 勤務先の所在市町村名を記入してください。
- ⑧ 申込者及び同居しようとする親族全員の氏名・ふりがな・続柄・生年月日・年齢(2026年9月9日現在の年齢)・職業を記入してください。
同居親族で婚約中の方は、続柄欄に「婚約者」と記入してください。
- ⑨ 同居はしないが税法上扶養している親族があれば記入してください。
- ⑩ 該当する項目の番号に○を付けてください。
- ⑪ 該当する項目の番号に○を付け(複数可)記入箇所がある場合は記入してください。

※申込みはこの案内書添付の入居申込書のみで受付します。(2026年度第2回定期募集申込書以外は無効として受理せず返却しますので、ご了承ください。)

※35ページに記載の必要書類は、抽選後の入居資格本審査時に必要となるものなので、申込み時には郵送しないでください。

郵便はがき

⑫ 85円切手
を必ずお貼り
ください。
Make sure to affix
an ¥85 stamp.

⑬ 4 6 0 0 0 0 1

名古屋市中区三の丸3-1-2

(東桜 棟 101 号室)

愛知 太郎 様

※郵便が届く住所を記入してください。
切手が貼ってない場合は送付できません。
※Please provide an address where mail can be
delivered.
If the postcard is unstamped, the delivery won't
be made.

(注) 郵便番号、住所、氏名を記入してください。
(アパート名、棟、号室もご記入ください。)

郵便はがき

⑫ 85円切手
を必ずお貼り
ください。
Make sure to affix
an ¥85 stamp.

⑬ 4 6 0 0 0 0 1

名古屋市中区三の丸3-1-2

(東桜 棟 101 号室)

愛知 太郎 様

※郵便が届く住所を記入してください。
切手が貼ってない場合は送付できません。
※Please provide an address where mail can be
delivered.
If the postcard is unstamped, the delivery won't
be made.

(注) 郵便番号、住所、氏名を記入してください。
(アパート名、棟、号室もご記入ください。)

⑫ 必ず85円分の切手を貼ってください。
切手が貼ってないと通知できません。

⑬ 申込者の郵便番号、住所、氏名を
正確に記入してください。

- 申込書の送付は入居申込書に添付されて
いる専用封筒を使用してください。
- 封筒を紛失された場合は、ご自身で封筒
を用意していただき下記住所へ必ず切手
(110円分)を貼って送付してください。
- ・ 申込書郵送先(郵送受付期間中のみの送
付先です。)
〒460-8566
名古屋市中区丸の内3-19-30
愛知県住宅供給公社 賃貸住宅課
定期募集担当

申込みから入居まで

1 申込みから抽選まで 電子申込みの方は4ページをご確認ください。

郵送で 申込み方

- ① 申込資格を確認してください。
- ② 入居される親族全員の合計所得が入居収入基準内であるか確認してください。
- ③ 入居希望地区・入居希望住宅名・部屋番号・申込区分・抽選区分を選んでください。
- ④ 入居申込書を作成してください。
- ⑤ 専用封筒に入居申込書と85円分の切手を貼ったはがき2枚を封入して郵送してください。
(3～33ページ及び別冊の「募集住宅一覧表」参照)

郵送

申込受付

受付期間

2026年9月1日(火)
～2026年9月9日(水)
9月9日(水)までの消印が
あるものに限り受付します。

申込書不備等
(受付せずに返送します。)

抽選番号通知

2026年9月24日頃発送予定

△抽選番号通知書のはがきに
必ず切手を貼ってください。

合格

抽 選 会

日 時

2026年9月30日(水)
午前10時から

会 場

入居希望部屋を管轄する
各住宅管理事務所等
(49・50ページ参照)

公開による抽選は公正を期
すため開催するものです。
抽選会への出欠が当落を左
右するものではありません。
(34ページ参照)

失 格

入居できません。

抽選結果通知

2026年10月2日頃
発送予定

- ※ 仮当選・補欠・落選いずれの方にも通知します。
- ※ 仮当選された方には入居資格本審査が行われますが、その結果、収入基準を超過しているなど入居資格がない場合は失格となります。
- ※ 抽選結果通知書に必ず切手を貼ってください。

入居申込書審査・返送・再受付手続き

2026年9月18日(金)午後5時まで

- 重複申込み又は虚偽の申込みや入居申込書不備等の方は、申込書不備の理由を記したうえで申込書を返送します。
- 入居申込書不備等の場合は、2026年9月18日(金)までに指定の住宅管理事務所又は支所等へ持参するか、もしくは郵送の場合は、2026年9月18日(金)までに指定の住宅管理事務所又は支所等に届いたものに限り受付しますので、投かん日に注意してください。
- 指定期間内に入居申込書を提出されなかった場合は失格となります。

2 仮当選から入居まで

仮当選通知発送

(抽選結果通知発送)

2026年10月2日頃

仮 当 選 者

- 抽選結果通知書に入居資格本審査の日時・場所が記入してあります。
- 入居資格本審査に必要な書類を準備してください。
(35～37ページ参照)

補 欠 者

有効期限 2027年1月29日(金)まで

仮当選者が辞退又は失格した場合のみ、補欠順位に従って繰上げ仮当選になります。
この場合は、改めて入居資格本審査の通知をします。

入居資格本審査

受付場所

入居希望部屋を管轄する
各住宅管理事務所・支所等
(49・50ページ参照)

住民票・所得課税証明書等の
必要書類の提出
(35～37ページ参照)

(提出された書類は返却しませんのでご了承ください。)

審 査 期 間

2026年10月13日(火)～10月19日(月)
(午前10時～正午、午後1時～午後4時)

入居資格のない方や無断で欠席
された方は失格となります。

失 格

入居できません。

入居説明会通知

(入居決定者対象)

入居説明会開催の10日程前に通知します。
(敷金納付書・契約書等が同封されています。)
(38ページ参照)

入居手続・入居説明会

会 場

入居説明会通知に記載

入居に関する注意事項などを説明します。
(39・40ページ参照)

入 居

2026年12月1日(火)以降順次入居予定

Một hộ chỉ điền một đơn đăng kí.
Nếu điền hai hoặc hơn hai đơn đăng kí thì tất cả các đơn đăng kí sẽ không có giá trị.

1 परिवार 1 घरमा मात्र आवेदन दिनुहोस।
2 वटा भन्दा बढी आवेदन दिनुभएको खण्डमा, सम्पूर्ण आवेदन रद्द ठहरिनेछ।

MẪU ĐIỀN ĐƠN ĐĂNG KÍ (Tiếng Việt)
आवेदन फारमको उदाहरण (नेपाली भाषा)

《2026年度 第2回定期募集》

※記入方法は案内書17～27ページ、募集住宅一覧表3～12ページをご覧ください。

様式第1（第2条関係）

確認者印		受付者印	
------	--	------	--

県営住宅入居申込書										抽選募集
愛知県知事殿 愛知県住宅供給公社理事長様										2026年 9月 1日
ふりがな アイチ タロウ (申込者本人) 氏 名 AICHI TAROU ①										
県営住宅に入居したいので、次のとおり申し込みます。なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、私又は同居する者が暴力団員であるとき、その他入居者資格を欠くときは、無効とされても異議を申し立てないことを誓約いたします。また、私又は同居する者が暴力団員であるか否かの確認のため、愛知県警察本部に照会がなされることに同意します。										
入居希望	入居希望地区	入居希望住宅名	部屋番号	※区分	※抽選番号	※順位	※住宅名			
	② 名古屋 (NAGOYA)	② 清明山B (SEIMEIYAMA B)	② 1-202							
	募集区分	申込区分		抽選区分 (申し込む区分に○印を付けてください)						
	普通県営住宅	一般世帯向		一般		福祉枠 ③				
		単身者向		一般						
シルバーハウジング		一般								
		身体障害者世帯向[特別設計]		一般						
申込者の 現住所	住所			電話番号						
	郵便番号 〒 460-0001 ④ 名古屋市中区三の丸3-1-2 (NAGOYA-SHI NAKA-KU SANNOMARU 3-1-2 HIGASHISAKURA 101)			(052) ⑤						
	東横 101号 方			954-1361						
申込者の 勤務先	名称			電話番号			所在市町村			
	愛住商事 (株) (AIJUSYOUSHI) 営業部 営業1課 ⑥			(052) ⑥ 954-1362			名古屋市 ⑦ (NAGOYA) 町・村			
入居者の 親族等	氏名	続柄	生年月日	年齢	職業	※過去1年間の所得金額				
	本人 アイチ タロウ (AICHI TAROU)		1986. 4. 11	40歳	KAISYAIN	円				
	同居している者 ふりがな アイチ ハナコ AICHI HANAKO	妻 (Tsuma)	1988. 5. 2	38	NASHI					
	同居している者 ふりがな アイチ イチロウ AICHI ICHIROU	子 (Ko)	2019. 3. 20	7	NASHI					
	同居している者 ふりがな		.	.	⑧					
	同居している者 ふりがな		.	.						
その他の扶養親族	⑨		.	.						
※特別控除該当者の数	障害者の数(うち特別障害者の数)		老人扶養親族の数		寡婦の数		ひとり親の数		16歳以上23歳未満の者に係る扶養親族の数	
	人()		人		人		人		人	
住宅の 状況	現在の住宅の種類			住宅に困っている理由						
	1. 持ち家 2. 民間借家 ③ 民間アパート 4. 社宅 5. 公営住宅	6. 公的住宅(公営住宅を除く) 7. 借間 8. 寮 9. 親族等の持ち家 10. その他 ()		① 狭い (1人当り 3畳) ② 家賃が高い (月額 50,000円) 3. 遠距離通勤 (片道 分) 4. 立退き要求を受けている 5. 婚約中 (入籍予定 年 月 日) 6. 居住環境不良 7. 他の世帯と同居 8. その他 ⑪						

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 ※印欄には記入しないこと。

3 愛知県県営住宅条例第45条第1項の規定による管理を行う県営住宅に係る申込みにあつてはこの様式中「愛知県知事殿」を、同項の規定による管理を行わない県営住宅に係る申込みにあつてはこの様式中「愛知県住宅供給公社理事長様」を抹消すること。

※福祉枠・単身者向応募の方は裏面にも記入してください。
2026年9月1日(火)より前にポストへ投かんしないでください。

Người đăng kí
आवेदक

Người sống chung
संगै बस्ने परिवार

Faça uma inscrição por família.
No caso de inscrição dupla, ambas serão canceladas.

Se puede presentar sólo una inscripción por familia.
En caso de encontrarse más de 2 inscripciones, todas serán anuladas.

Exemplo de preenchimento para a solicitação (Português) Ejemplo de anotación de la solicitud para la ocupación de una vivienda (Español)

《2026年度 第2回定期募集》

※記入方法は案内書17～27ページ、募集住宅一覧表3～12ページをご覧ください。

様式第1（第2条関係）

確認者印		受付者印	
------	--	------	--

県営住宅入居申込書										抽選募集	
愛知県知事殿 愛知県住宅供給公社理事長様										2026年 9月 1日	
ふりがな アイチ タロウ (申込者本人) 氏 名 AICHI TAROU ①											
県営住宅に入居したいので、次のとおり申し込みます。なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、私又は同居する者が暴力団員であるとき、その他入居者資格を欠くときは、無効とされても異議を申し立てないことを誓約いたします。また、私又は同居する者が暴力団員であるか否かの確認のため、愛知県警察本部に照会がなされることに同意します。											
入居希望	入居希望地区	入居希望住宅名	部屋番号	※区分	※抽選番号	※順位	※住宅名				
	② 名古屋 (NAGOYA)	② 清明山B (SEIMEIYAMA B)	② 1-202								
	募集区分	申込区分		抽選区分 (申し込む区分に○印を付けてください)							
	普通県営住宅	一般世帯向		一般		福祉枠 ③					
		単身者向		一般							
シルバーハウジング		一般									
		身体障害者世帯向[特別設計]		一般							
申込者の 現住所	住所		電話番号								
	郵便番号 〒 460-0001 ④ 名古屋市中区三の丸3-1-2 (NAGOYA-SHI NAKA-KU SANNOMARU 3-1-2 HIGASHISAKURA 101)		(052) ⑤								
	東横 101号 方		954-1361								
申込者の 勤務先	名称		電話番号		所在市町村						
	愛住商事(株) (AIJUSYOUSHI) 営業部 営業1課 ⑥ 東横 101号 方		(052) ⑥ 954-1361		名古屋 市 ⑦ (NAGOYA) 町・村						
入居者の 家族等	氏名	続柄	生年月日	年齢	職業	※過去1年間の所得金額					
	本人 アイチ タロウ (AICHI TAROU)		1986. 4. 11	40歳	KAISYAIN	円					
	同居している者	ふりがな アイチ ハナコ AICHI HANAKO	毒 (TSUMA)	1988. 5. 2	38	NASHI					
		ふりがな アイチ イチロウ AICHI ICHIROU	子 (KO)	2019. 3. 20	7	NASHI					
		ふりがな									
		ふりがな									
その他の扶養親族	⑨										
※特別控除該当者の数	障害者の数(うち特別障害者の数)		老人扶養親族の数		寡婦の数		ひとり親の数		16歳以上23歳未満の者に係る扶養親族の数		
	人()		人()		人()		人()		人()		
住宅の 状況	現在の住宅の種類		住宅に困っている理由								
	1. 持ち家 6. 公営住宅(公営住宅を除く) ⑩ 2. 民間借家 7. 借間 ③ 3. 民間アパート 8. 寮 4. 社宅 9. 親族等の持ち家 5. 公営住宅 10. その他 ()		① 狭い(1人当たり 3畳) 6. 居住環境不良 ② 家賃が高い(月額 50,000円) 7. 他の世帯と同居 ⑪ 3. 遠距離通勤(片道 分) 8. その他 4. 立退き要求を受けている 5. 婚約中(入籍予定 年 月 日)								

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 ※印欄には記入しないこと。

3 愛知県県営住宅条例第45条第1項の規定による管理を行う県営住宅に係る申込みにあつてはこの様式中「愛知県知事殿」を、同項の規定による管理を行わない県営住宅に係る申込みにあつてはこの様式中「愛知県住宅供給公社理事長様」を抹消すること。

A apresentação de uma solicitação já é suficiente.
Deseamos informar que es suficiente con la presentación de una solicitud.

Por favor, preencha corretamente em japonês ou em alfabeto romano.
Por favor, escriba correctamente en japonés o en alfabeto.

- ① Coluna de região onde deseja morar
Escreva a região que deseja morar consultando a lista de condomínios disponíveis na folha anexa.
- ② Coluna do condomínio e número do apartamento onde deseja morar
Escreva o condomínio e número do apartamento onde deseja morar consultando a lista de condomínios disponíveis na folha em anexo. Dependendo da planta dos apartamentos, a nomenclatura dos condomínios pode variar e ter uma letra do alfabeto no final tal como ○○A, ○○KC, por esse motivo, preencha corretamente. (Favor preencher obrigatoriamente a letra [X] no início do alfabeto, como por exemplo ○○XA, em caso de preferência de habitações onde ocorreram acidentes.) Tome cuidado, pois não aceitaremos o documento na falta de preenchimento do nome do condomínio ou do número do apartamento ou preenchimento incorreto. ※Favor ler atentamente a página 4 ao efetuar a inscrição para as habitações onde ocorreram acidentes.
- ③ Coluna de classificação do sorteio
Consultando a lista anexa de condomínios, escolha a classificação de inscrição, de aplicação e de sorteio e marque um círculo sobre o ○. No caso de duas classificações de sorteio, marque a que corresponda ao seu caso.

- ① Columna del distrito deseada para residir
Escriba el distrito deseado para residir consultando la lista de viviendas convocadas en el suplemento.
- ② Columna para el nombre y el número de la vivienda deseada para residir.
Escriba el nombre y el número de la vivienda que desea consultando la lista de viviendas convocadas en el suplemento. Debe escribirlo correctamente, porque el nombre de la vivienda está anotado tales como ○○A, ○○KC depende de la disposición. (Por favor, escriba la letra [X] al principio del alfabeto, como ○○XA, en caso de preferencia por viviendas donde han ocurrido accidentes.) Tenga en cuenta que nos aceptamos el documento en caso de que no esté escrito el nombre o número de la vivienda o no lo esté escrito correctamente. ※Lea atentamente la página 4 para la solicitud de las viviendas donde han ocurrido accidentes.
- ③ Columna de la calificación del sorteo
Elija la clasificación convocada para la ocupación de la vivienda, la familiar y la del sorteo, consultando la lista de viviendas convocadas en el suplemento, y marque encima con un círculo a lo largo de ○. En caso de que haya 2 clasificaciones, marque con un círculo la que corresponda a su caso.

- ① Escreva o nome do solicitante e o furigana. (conforme registrado no atestado de residência · jumin-hyo)
Escriba el nombre del solicitante y ponga su nombre en hiragana encima del nombre escrito. (según lo registrado en el certificado de residencia · jumin-hyo)

- ② Escreva a região, o condomínio e número do apartamento (somente um) onde deseja morar consultando a lista de condomínios disponíveis na folha em anexo.
Escriba el distrito, nombre y número de la vivienda (sólo una) donde desea residir, escogiendo de la lista de las viviendas disponibles.

- ③ Marque com um círculo a classificação do sorteio. Preste muita atenção nos requisitos especificados nas páginas 3 a 8. A pessoa que solicitar uma habitação familiar que não se enquadre nos requisitos, será desclassificada, mesmo que esteja na lista dos solicitantes classificados provisoriamente.
·Se não for marcado um círculo na classificação do sorteio, daremos processo como classificação geral do condomínio.
·Se o círculo for marcado no campo que não corresponda a classificação do sorteio, daremos processo como classificação geral do condomínio.
·Marque com um círculo a classificação do sorteio, inclusive para inscrições das habitações onde ocorreram acidentes.
- Marque con círculo la clasificación de sorteo.
·Se descalificará en caso de que haga su solicitud a la clasificación familiar no correspondiente de los requisitos aunque está en la lista de solicitantes seleccionados provisionalmente. Al respecto, léase con suma atención la guía de requisitos (pág. 3-8).
·En caso de que no haya marcado con un círculo la clasificación del sorteo, recibiremos el documento en la clasificación "común" de las viviendas.
·En caso de que haya marcado con un círculo la clasificación del sorteo de las viviendas que no les corresponda recibiremos el documento en la clasificación "común" de las viviendas.
·Marque con un círculo la clasificación de sorteo, incluso para el solicitud de viviendas donde han ocurrido accidentes.

- ④ Escreva o endereço da residência atual. A notificação será enviada ao endereço que foi escrito na solicitação, portanto, pedimos o favor de escrever corretamente.
Escriba los datos de su domicilio actual. Anótelos correctamente, porque ésta será la dirección a la que le enviaremos el aviso.

- ⑤ Poderão ser feitas comunicações por telefone, portanto, não esqueça de escrever o número de telefone.
No olvide anotar el número telefónico donde le podamos localizar, debido a que hay ocasiones en que es necesario contactar con usted.

- ⑥ Escreva o nome e o telefone da empresa onde trabalha.
Anote el nombre y el número de teléfono de la compañía en que trabaja.

- ⑦ Escreva o nome do município da empresa onde trabalha.
Anote la dirección completa de la compañía en que trabaja.

- ⑧ Escreva o nome, a relação familiar, data de nascimento, idade (idade atual na data do dia 9 de Setembro de 2026), e a profissão de todos os membros familiares que irão conviver com o solicitante. Caso alguém da família more com o(a) noivo(a) no mesmo apartamento, escreva "Konyakusha(noivo)" na parte da relação familiar.
Anote el nombre del solicitante y de todos los miembros de la familia que residen juntos, así como el parentesco, fecha de nacimiento, edad (la edad que tenga hasta el 9 de Septiembre de 2026) y profesión. Anote en la columna del parentesco "Konyakusha"(prometido/a) si tiene un/a prometido/a que viva juntos.

- ⑨ Escreva o nome dos familiares que constam na lista de redução de impostos como dependentes, mesmo que não estejam convivendo com o solicitante.
Si el solicitante es el sustento legal de algún familiar que no vive en el mismo lugar, anote los datos de ese familiar.

- ⑩ Favor marcar com um círculo os itens correspondentes.
Marque con círculo el número que corresponda a su caso.

- ⑪ Pode-se marcar com círculos, vários itens correspondentes e nos espaços indicados escrever os assuntos requeridos.
Marque con círculo cada número que corresponda a su caso y escriba en los lugares donde haya que hacerlo.

* Só aceitaremos as inscrições feitas através do formulário anexo. (Pedimos a compreensão de todos, pois Não aceitaremos inscrições feitas em outros formulários, exceto o formulário anexo da Segunda Solicitação do Ano 2026 no Recrutamento periódico para pessoas à espera de vaga).

* Sólo se aceptará la solicitud con el formulario adjuntado en esta guía. (Tenga en cuenta que no se considerará válidos otros tipos de formularios excepto el formulario de la Segunda solicitud de 2026 reclutamiento regular para personas que esperan una casa inhabilitada)

* Os documentos necessários descritos na página 35 da guia de inscrição serão solicitados na ocasião do exame dos documentos à serem apresentados após o sorteio. Logo, pedimos que não enviem os documentos na ocasião da inscrição.

* Los documentos necesarios escritos en la página 35 de la guía de inscripción se solicitarán al examinar los documentos, y al ser calificado en el sorteo. Por lo tanto, le solicitamos que no mande los documentos al momento de la inscripción.

Only one application per family.
If you submit two or more applications,
all your applications will be deemed invalid.

一户只可提交一份申请表。
如提交两份以上申请表，则所有申请均无效。

Example of how to fill out the application form (English)

入住申请表填写例（中国語）

《2026年度 第2回定期募集》

※記入方法は案内書17～27ページ、募集住宅一覧表3～12ページをご覧ください。

様式第1（第2条関係）

確認者印		受付者印	
------	--	------	--

県営住宅入居申込書										抽選募集	
愛知県知事殿 愛知県住宅供給公社理事長様										2026年 9月 1日	
ふりがな アイチ タロウ (申込者本人) 氏 名 AICHI TAROU ①											
県営住宅に入居したいので、次のとおり申し込みます。なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、私又は同居する者が暴力団員であるとき、その他入居者資格を欠くときは、無効とされても異議を申し立てないことを誓約いたします。また、私又は同居する者が暴力団員であるかどうかの確認のため、愛知県警察本部に照会がなされることに同意します。											
入居希望	入居希望地区	入居希望住宅名	部屋番号	※区分	※抽選番号	※順位	※住宅名				
	② 名古屋 (NAGOYA)	② 清明山B (SEIMEIYAMA B)	② 1-202								
	募集区分	申込区分		抽選区分 (申し込む区分に○印を付けてください)							
	普通県営住宅	一般世帯向		一般		福祉枠 ③					
		単身者向		一般							
シルバーハウジング		一般									
		身体障害者世帯向[特別設計]		一般							
申込者の 現住所	住所		電話番号								
	郵便番号 〒 460-0001 ④ 名古屋市中区三の丸3-1-2 (NAGOYA-SHI NAKA-KU SANNOMARU 3-1-2 HIGASHISAKURA 101)		(052) ⑤								
	東横 101号 方		954-1361								
申込者の 勤務先	名称		電話番号		所在市町村						
	愛住商事(株) (AIJUSYOUSHI) 営業部 営業1課 ⑥		(052) ⑥ 954-1362		名古屋 市 ⑦ (NAGOYA) 町・村						
入居者の 家族等	氏 名	続柄	生 年 月 日	年齢	職 業	※過去1年間の所得金額					
	本人 アイチ タロウ (AICHI TAROU)		1986 . 4 . 11	40 歳	KAISYAIN	円					
	同居している者 ふりがな アイチ ハナコ AICHI HANAKO	妻 (Tsuma)	1988 . 5 . 2	38	NASHI						
	ふりがな アイチ イチロウ AICHI ICHIROU	子 (Ko)	2019 . 3 . 20	7	NASHI						
	ふりがな		.	.	⑧						
	ふりがな		.	.							
その他の扶養親族	⑨		.	.							
※特別控除該当者の数	障害者の数(うち特別障害者の数)		老人扶養親族の数		寡婦の数		ひとり親の数		16歳以上23歳未満の者に係る扶養親族の数		
	人()		人		人		人		人		
住宅の 状況	現在の住宅の種類				住宅に困っている理由						
	1. 持ち家 2. 民間借家 ③ 民間アパート 4. 社宅 5. 公営住宅	6. 公営住宅(公営住宅を除く) 7. 借間 8. 寮 9. 親族等の持ち家 10. その他 ()			① 狭い (1人当たり 3畳) ② 家賃が高い (月額 50,000円) 3. 遠距離通勤 (片道 分) 4. 立退き要求を受けている 5. 婚約中 (入籍予定 年 月 日)			6. 居住環境不良 7. 他の世帯と同居 8. その他 ⑪			

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 ※印欄には記入しないこと。

3 愛知県県営住宅条例第45条第1項の規定による管理を行う県営住宅に係る申込みにあつてはこの様式中「愛知県知事殿」を、同項の規定による管理を行わない県営住宅に係る申込みにあつてはこの様式中「愛知県住宅供給公社理事長様」を抹消すること。

Only one application per family
一户一份申请书。

Please write correctly in Japanese or Romanized Japanese.
请用日语或罗马拼音正确填写。

- ① Section for desirable housing location
Please fill in the desired location of housing from the available housing list of the separate booklet.
 - ② Section for desired housing name and housing number
Please fill in the desired housing name and housing number from the available housing list of the separate booklet.
Depends on floor plan, housing type is attached with alphabet letters like ○○A, ○○KC. Please fill out accurately. (If you wish to have an accidental housing, please be sure to add [X] at initial, such as ○○XA.)
Please note that application will not be accepted if the housing name or housing number is blank or incorrect.
※About the application for the accidental housing, please be sure to read page 4.
 - ③ Section for lottery category
Please encircle along ○ that match with desired recruitment category, application category, and lottery category from the available housing list of the separate booklet.
If there are two lottery categories, please encircle one that is appropriate.
- ① 入居希望地区栏
请从另册的募集住宅一览表选择填写入居希望住宅地区。
- ② 入居希望住宅以及住宅编号栏
请从另册的募集住宅一览表选择填写入居希望住宅的住宅名及住宅编号。
住宅名根据房型等标有○○A、○○KC英文字母，请正确填写。（若您有意向入住曾发生事故的住宅，请务必在填写时将住宅名中的第一个英文字母写作「X」，○○XA。）
若不填写住宅名或住宅编号，或有填写错误，将无法受理。请注意。※有关事故住宅的申请，请仔细阅读第4页。
- ③ 抽签区分栏
请从另册的募集住宅一览表找出和入居希望住宅的募集区分・申请区分・抽签区分同样的区分按照○画圈。
有两个抽签区分时，请在该当处画圈。

- ① Enter applicant's name. (as registered in the residence certificate · jumin-hyo)
请填写申请人的姓名与读音假名。（住民票记载的事项）
- ② Enter the area, housing name, and housing number you selected from the list of available housings. (only one)
请填写募集住宅一览表上所希望入住的地区，住宅名称及住宅编号。（仅限填写一处住宅名及住宅编号）
- ③ Encircle appropriate lottery category. Carefully read eligibility requirements (P3-P8) specified in the guidebook ; if you do not meet eligibility requirements for the household category for which you applied, you will be disqualified even if selected in the lottery.
If you do not specify lottery category, it will be proceeded as general category of the housing you selected.
If you circled in inapplicable lottery category, it will be proceeded as general category of the housing you selected.
Encircle appropriate lottery category, including the application for the accidental housing.
请在抽签区分栏画○。
• 不符合资格条件者即使中签也将最终丧失资格，因此请仔细阅读申请指南中有关资格的内容(3至8页)。
• 若抽签区分部没有画圈，将以入居希望住宅一般受理。
• 若在与入居希望住宅不相应的抽签区分处画了圈，将以入居希望住宅一般受理。
• 若申请入住事故住宅，也请在相应的抽签区分处画圈。
- ④ Fill out your present address correctly ; notifications will be sent to the address provided here.
请填写现住址。通知将寄至这一地址，因此请务必正确填写。
- ⑤ Enter the telephone number without fail ; you may be contacted by telephone.
有时需要给您打电话联系，因此务必填写电话号码。
- ⑥ Enter the name and telephone number of your work.
请填写工作单位的名称、电话号码。
- ⑦ Enter the municipality of your work location.
请填写工作单位所在市、町、村名称。
- ⑧ Enter the name, relationship to the applicant, date of birth, age (as of September 9, 2026) and occupation of every family member who will be living in the same apartment. If any of your family member is engaged and will be living with you in the apartment, write "Konyakusha (betrothed)" in the relationship section.
请填写准备同住的所有家人的姓名、亲属关系、出生年月日、年龄（截止到2026年9月9日的年龄）、职业。
在同住的亲属中，如有已订婚者，请在亲属关系一栏中写明“婚约者”。
- ⑨ In case you have a dependent relative and even this person will not live with you, please write down.
如有虽然不同住但从税法来看处于抚养关系的亲属，也请填写。
- ⑩ Circle all that apply.
在相应的项目上画○。
- ⑪ Circle all that apply (multiple answers allowed) and use the blank space if necessary.
请在相应项目上画○(可画复数)，如有需填写处请填写。

* Only the application with this application form will be accepted. Please note that any application except the application of "2026 2nd Regular Recruitment for Vacant Prefectural Public Housing Tenants" will be deemed invalid.

※只受理申请通知书里附带的申请书。（2026年度第2次定期募集申请书以外的申请书均不受理。请注意。）

* The necessary documents described on page 35 of the application form will be requested at the time of the examination of the documents to be submitted after the lottery. Therefore, please do not send the documents at the time of application.

※案内书第35页中记载的必要文件仅勾选完成后(申请受理之后)的入居资格正式申请审查时需要，申请受理时请不要一同邮寄入居资格正式审查时要提交的必要文件(35页的文件)。

郵便はがき

85円切手
を必ずお貼り
ください。
Make sure to affix
an ¥85 stamp.

4 6 0 0 0 0 1

名古屋市中区三の丸3-1-2
(NAGOYA-SHI NAKA-KU SANNOMARU 3-1-2)

東様
(HIGASHI SAKURA) 棟 101 号室)
愛知 太郎 様
(AICHI TAROU)

※郵便が届く住所を記入してください。
切手が貼ってない場合は送付できません。
※Please provide an address where mail can be delivered.
If the postcard is unstamped, the delivery won't be made.

(注) 郵便番号、住所、氏名を記入してください。
(アパート名、棟、号室もご記入ください。)

郵便はがき

85円切手
を必ずお貼り
ください。
Make sure to affix
an ¥85 stamp.

4 6 0 0 0 0 1

名古屋市中区三の丸3-1-2
(NAGOYA-SHI NAKA-KU SANNOMARU 3-1-2)

東様
(HIGASHI SAKURA) 棟 101 号室)
愛知 太郎 様
(AICHI TAROU)

※郵便が届く住所を記入してください。
切手が貼ってない場合は送付できません。
※Please provide an address where mail can be delivered.
If the postcard is unstamped, the delivery won't be made.

(注) 郵便番号、住所、氏名を記入してください。
(アパート名、棟、号室もご記入ください。)

Hãy chắc chắn dán tem 85 yên.
Nếu không dán tem thì không thể gửi thông báo.

कृपया 85 ऐनको टिकट टासुहोस।
टिकट टासु भएन भने सूचना पठाउने छैन।

Cole sem falta um selo de ¥85 no
cartão-resposta. Se não colá-lo,
não poderemos remeter a notificação.

Adhiera sin falta un estampilla de ¥85 a
la tarjeta del aviso. De no hacerlo, no
podremos avisarle.

Be sure to affix a 85-yen stamp. If the
postcard is unstamped, we cannot
provide notification.

请务必贴上85日元的邮票。
如不贴邮票则不能通知。

Xin điền chính xác thông tin họ tên, địa chỉ,
mã bưu điện của người đăng kí.

आवेदकको पोस्ट नं, ठेगाना, नाम सहि सँग लेख्नुहोस।

Escreva corretamente o nome, endereço
e o código postal do solicitante.

Anote correctamente el código postal,
domicilio y nombre del solicitante.

Please write postal code, address and
name of applicant correctly.

请正确填写申请者的邮政编码、住址、
姓名。

- Khi gửi đơn đăng kí hãy sử dụng phong bì chuyên dùng được đính kèm trong sách hướng dẫn.
• Địa chỉ gửi đơn đăng kí (Chỉ trong thời gian tiếp nhận đơn đăng kí).
〒460-8566 Nagoya-shi, Naka-ku, Marunouchi 3-19-30
Aichi-ken Jutaku Kyokyu Kousha Chintai Jutaku-ka
- आवेदन फारम पठाउदा आवेदन फारम संगै भएको रिटर्न खास प्रयोग गर्नुहोस।
• आवेदन पठाउने स्थान (हुलाक मार्फतको आवेदन समयको लागि मात्र।)
〒460-8566 Nagoya-shi, Naka-ku, Marunouchi 3-19-30
Aichi-ken Jutaku Kyokyu Kousha Chintai Jutaku-ka
- Para enviar a solicitação, favor utilizar o envelope anexo na guia de solicitação.
• Local a ser enviado (Durante o período da solicitação).
〒460-8566 Nagoya-shi Naka-ku Marunouchi 3-19-30
Aichi-ken Jutakukyokuyukosha Chintaijutakuka
- Use el sobre adjunto a la guía cuando se envíe una solicitud por correo, por favor.
• Dirección para la solicitud por correo (Durante el período de aceptación)
〒460-8566 Nagoya-shi Naka-ku Marunouchi 3-19-30
Aichi-ken Jutakukyokuyukosha Chintaijutakuka
- Please use the envelope attached to the guidebook when you send an application by mail.
• Address for application by mail (During the period of acceptance)
〒460-8566 Aichi-ken Jutaku Kyokyu Kousha Chintai jutaku-ka
3-19-30 Marunouchi, Naka-ku, Nagoya-shi
- 请将申请书装入附带的专用信封里寄出。
• 申请书邮寄处(受理期间内)
〒460-8566 名古屋市中区丸の内3-19-30
愛知県住宅供給公社 賃貸住宅課

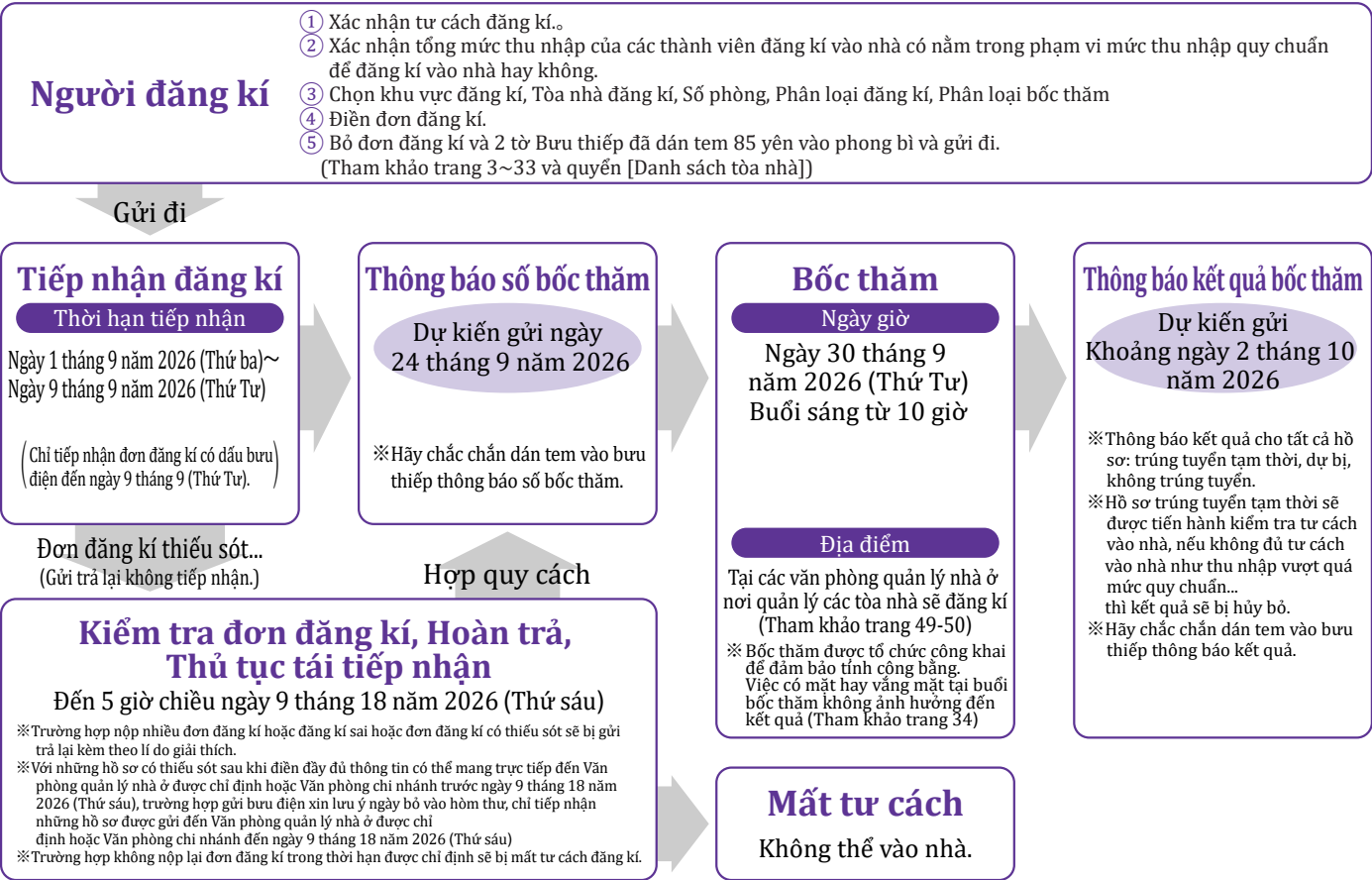
TỪ ĐĂNG KÍ ĐẾN VÀO NHÀ

Có thể đăng kí trực tuyến thông qua
<Hệ thống Đăng kí•Nộp đơn điện tử Aichi>

[Tiếng Việt] Xin liên hệ Công đoàn nhà ở Tỉnh Aichi hoặc Văn phòng quản lý nhà ở đại diện để biết thêm chi tiết. (Tham khảo trang 49 và 50).

1. Đừng quên điền thông tin số điện thoại (thông tin liên lạc). Văn phòng có thể sẽ cần liên hệ để trao đổi về thông tin đã điền trong đơn đăng kí.
2. Sau khi gửi đơn đăng kí sẽ không thể thay đổi hoặc sửa lại thông tin, bao gồm việc lựa chọn tòa nhà hoặc phân loại bốc thăm.
3. Hội Tự Quản (Jichi-kai) sẽ thu Phí công ích (Kyoeki-hi) để sử dụng cho các hoạt động của Jichi-kai. Xin đóng phí đúng hạn giống như đóng tiền nhà.

1 TỪ ĐĂNG KÍ ĐẾN BỐC THĂM



आवेदन दिए बाट कोठा सर्ने प्रक्रिया सम्म

<Aichi इलेक्ट्रोनिक आवेदन प्रणाली>
मार्फत इलेक्ट्रोनिक आवेदन गर्न सकिन्छ।

[नेपाली] कृपया, विस्तृत विवरणको लागि आईचि केन आवास आपूर्ति व्यवस्थापन कार्यालय अथवा शाखा कार्यालयमा सम्पर्क गर्नुहोस। (पेज 49 र 50 हेर्नुहोस)

- सम्पर्क नम्बर लेख्न नभुल्नुहोस। आवेदनमा आवश्यक विवरण अपुग भएमा फोन मार्फत सोध पुछ गर्नुपर्ने अवस्था पनि हुन सक्नेछ।
- कृपया, ध्यान दिनुहोसकी तपाईंले एक पटक पोस्ट गर्नु भएको आवेदन, साथै रोचु भएको ज्यूताकु र चिट्ठाको वर्गीकरण कुनै पनि अवस्थामा परिवर्तन गर्न पाउनुहुने छैन।
- जिचिकाइ (निवासी संघ) भनेको साधारण सेवा शुल्क (KYOUKEI - HI) ले संचालन गरिनेछ। संकलित साधारण सेवा शुल्क जिचिकाईको क्रियाकलापमा प्रयोग हुनेछ। त्यसैले क्योउएकिहि पनि याचिन सरह तोकिएको मिति सम्ममा तिर्नुहोस।

1 आवेदन दिए बाट चिट्ठा प्रक्रिया सम्म

आवेदक

- आवेदनको योग्यता चेक गर्नुहोस।
- कोठामा बस्न खोज्नुभएको परिवार सबैजनाको वार्षिक आय ज्यूताकुको आय मापदण्ड भित्र पर्छ कि पर्दैन चेक गर्नुहोस।
- आवेदन दिन खोज्नु भएको ज्यूताकुको क्षेत्र, ज्यूताकुको नाम, ज्यूताकुको नम्बर, आवेदनको बर्गिकरण, चिट्ठाको प्रकार छान्नुहोस।
- आवेदन फारम भर्नु होस।
- तोकिएको खाममा आवेदन फारम र 85 ऐनको टिकट टाँसेको हागाकी 2 प्रति हाली हुलाक बाट पठाउनुहोस। (पेज 3~33 साथै, छुट्टै पुस्तिकाको आवेदन योग्य ज्यूताकुको सूचिबाट हेर्नुहोस।)

हुलाक

आवेदन बुझाउने

अवधि

2026 साल 9 महिना 1 गते (मंगलबार)
~2026 साल 9 महिना 9 गते (बुधबार)
9 महिना 9 गते (बुधबार) सम्मको
हुलाक छाप भएको आवेदन लिइने छ।

चिट्ठा नम्बरको सूचना

2026 साल 9 महिना 24 गते पठाउने

※चिट्ठा नम्बर सूचनाको हागाकिमा
निश्चित रुपमा टिकट टाँस्नुहोस।

चिट्ठा

संचालन मिति

2026 साल 9 महिना 30 गते (बुधबार)
विहान 10 बजे बाट

स्थान

आवेदन दिनुभएको ज्यूताकुको व्यवस्थापन कार्यालय आदि
(पेज 49-50 हेर्नुहोस)

निषेध सुनिश्चितता कार्यक्रमको लागि सार्वजनिक चिट्ठा आयोजित गरिनेछ।
चिट्ठा स्थलमा उपस्थित हुने र नहुनेमा चिट्ठा पर्ने नपर्ने भन्ने हुनेछ।
(पेज 34 हेर्नुहोस)

चिट्ठा नतिजाको सूचना

2026 साल 10 महिना 2 गते
पठाउने योजना

※आंशिक छनौट • वैकल्पिक • छनौट नभएका
सबैलाई सूचना पठाइनेछ।

※आंशिक छनौटमा परेका व्यक्तिहरुलाई भाडा
• आवेदन योग्यताको मुख्य समिक्षा गरिनेछ,
यदि तपाईंको आम्दानी मापदण्ड भन्दा बढी
वा तपाईंको कागजपत्र योग्य नभएमा आवेदन
रद्द ठहरिनेछ।

※चिट्ठा नतिजाको सूचना पठाउने हागाकीमा
टिकट निश्चित रुपमा टिकट टाँस्नुहोस।

अपूर्ण आवेदनहरू

(स्वीकार नगरी फिर्ता गरिनेछ।)

योग्य

आवेदनको समीक्षा • फिर्ता • पुनः स्वीकृति प्रक्रियाहरू

2026 साल 9 महिना 18 गते (शुक्रबार) बेलुका 5 बजे सम्म

- ※यदि तपाईंले एक भन्दा बढी, झुटा, वा अपूर्ण आवेदन फारमहरू पेस गर्नुभएको छ भने, अपूर्ण आवेदन फारमको कारणको विवरण सहित तपाईंलाई आवेदन फारम फिर्ता गर्नेछौं।
- ※यदि तपाईंले दिनु भएको आवेदन अपूर्ण भएमा, 2026 साल 9 महिना 18 गते (शुक्रबार) सम्म तोकिएको ज्यूताकु व्यवस्थापन कार्यालय अथवा शाखा कार्यालयमा लिएर आएको र हुलाक बाट पठाउनुहुन्छ भने 2026 साल 9 महिना 18 गते (शुक्रबार) आइपुगेको आवेदन मात्र स्वीकार गरिनेछ। त्यसैले पोस्ट गर्दा मिति ध्यान दिनुहोस।
- ※तोकिएको अवधि भित्र आवेदन पेश गराउन सक्नु भएन भने, आवेदन रद्द ठहरिनेछ।

अयोग्य

कोठा सर्न सक्नु हुन्न।

2 आंशिक छनौटबाट कोठा बस्ने सम्म

आंशिक छनौटको सूचना पठाउने

(चिट्ठा नतिजा सूचना पठाउने)

2026 साल 10 महिना 2 गते

आंशिक छनौटको आवेदक

- ※चिट्ठा नतिजाको सूचना पठाउने हागाकीमा भाडा • आवेदन योग्यताको मुख्य समिक्षाको मिति र स्थान उल्लेख गरिएको हुनेछ।
- ※भाडा • आवेदन योग्यताको मुख्य समिक्षामा आउदा सम्पुर्ण आवश्यक कागजपत्रहरु लिएर मात्र आउनुहोला। (पेज 35~37 हेर्नुहोस)

वैकल्पिक आवेदक

आखिरी म्याद 2027 साल
1 महिना 29 गते (शुक्रबार) सम्म

- ※आंशिक छनौटको आवेदकले कुनै कारणबस दिएको आवेदन रद्द गर्ने अथवा अयोग्य भएमा वैकल्पिक आवेदकको पालो आउनेछ। पालो आएको खण्डमा भाडा • आवेदन योग्यताको मुख्य समिक्षाको बारेमा सूचित गराइनेछ।

भाडा • आवेदन योग्यताको मुख्य समिक्षा

कागजपत्र बुझाउने स्थान

आवेदन दिनुभएको ज्यूताकुको
व्यवस्थापन कार्यालय • शाखा कार्यालय
(पेज 49, 50 हेर्नुहोस)

ज्युमिनहोउ • स्योतोकु काजेई स्योउमेइस्यो
आदि आवश्यक कागजपत्र बुझाउने
(पेज 35~37 हेर्नुहोस)

(कृपया ध्यान दिनुहोस, एकपटक बुझाउनु भएको कागजपत्र फिर्ता हुने छैन।)

समिक्षा अवधि

2026 साल 10 महिना 13 गते (मंगलबार) ~ 10 महिना 19 गते (सोमबार)
(बिहान 10 देखि 12 बजे, दिउसो 1 देखि 4 बजे)

कोठा सर्न अयोग्य व्यक्ति साथै, खवर नगरी
कागजपत्र बुझाउन अनुपस्थित व्यक्तिहरुको
आवेदन रद्द ठहरिनेछ।

अयोग्य

कोठा सर्न सक्नु हुन्न।

ओरिएन्टेसनको सूचना

(कोठा सर्न योग्य व्यक्तिहरु)

ओरिएन्टेसनको सूचना ओरिएन्टेसन शुरू हुने लगभग
10 दिन अघि जानकारी गराइनेछ।
(डिपोजिटको भोचर • करारपत्र संगै खाममा हाली पठाईनेछ।)
(पेज 38 हेर्नुहोस)

कोठा सर्ने प्रक्रिया र ओरिएन्टेसन

स्थान

ओरिएन्टेसनको सूचनामा उल्लेख
केन ई ज्यूताकुमा कोठा सर्ने बारे महत्वपूर्ण नियम,
जानकारी र निर्देशनहरू सिकाईनेछ।
(पेज 39, 40 हेर्नुहोस)

कोठा सर्ने (हिक्कोसी)

2026 साल 12 महिना 1 गते (मंगलबार)
बाट क्रमिक रूपमा

A inscrição poderá ser realizada pelo <Sistema de Inscrição Eletrônica de Aichi>

Da apresentação da solicitação até a instalação na habitação

[Português] Maiores informações no respectivo Escritório Administrativo Habitacional da Corporação Habitacional da Província de Aichi. (veja as páginas 49 e 50)

- ① Poderão ser feitas algumas perguntas por telefone sobre os itens escritos, portanto, não se esqueça de escrever o número de telefone e o lugar de contato.
- ② Atenção : Após o envio da solicitação, não serão aceitas, de forma nenhuma, a mudança e a correção da habitação solicitada, do sorteio e do conteúdo escrito na solicitação.
- ③ A atividade do Jichikai (associação de moradores) tem como fundo financeiro a contribuição mensal Jichikai-hi (Kyoeki-hi) recolhida entre os moradores. Vamos pagar o Jichikai-hi no prazo determinado, como é feito como o aluguel.

1 Da apresentação da solicitação até o sorteio

Solicitante

- ① Verificar os requisitos para a solicitação.
 - ② Certificar-se de que a renda total dos membros familiares que irão conviver juntos, está dentro do critério para a solicitação.
 - ③ Selecionar a região, condomínio, número do apartamento e classificação da inscrição e sorteio.
 - ④ Preencher o formulário para a solicitação.
 - ⑤ Enviar dentro do envelope anexo, o formulário para a solicitação e os 2 cartões-respostas (*hagaki*) colando em cada cartão, um selo de 85 ienes.
- (Veja as páginas 3~33 e a "lista de habitações disponíveis".)

Envio por correio postal

Recepção da solicitação

Período da recepção

Do dia 1. 9. (Ter)
até o dia 9. 9. (Qua)
de 2026

(Serão aceitas somente as solicitações cujo o selo esteja com o carimbo do correio datado até o dia 9. 9. (Qua).)

No caso do preenchimento
imperfeito da solicitação, etc.
(Não será aceita e será devolvida.)

Notificação do número do sorteio

Enviado ao redor do
dia 24. 9. 2026

* Não se esqueça de enviar um selo junto com o cartão postal de resposta. Se não enviar o selo para o cartão-resposta, não poderá ser remetida a notificação do número.

Classificado

Sorteio

Dia e horário

Dia 30. 9. 2026 (qua) ;
a partir das 10 horas
da manhã.

Local

No respectivo Escritório
Administrativo Habitacional
da área onde deseja alugar.
(Veja as páginas 49 e 50)

* Como prova de idoneidade do sistema, o sorteio será realizado publicamente.
A presença no sorteio não significa que será classificado.
(Veja a página 34)

Notificação do Resultado do Sorteio

Enviado ao redor do
dia 2. 10. 2026

* As notificações serão enviadas tanto às pessoas provisoriamente classificadas como às desclassificadas, indistintamente.
* Será realizada a entrevista dos classificados provisoriamente, e se o ingresso de renda da pessoa exceder o valor estipulado, será desclassificada e perderá o direito de alugar a habitação.
* Cole sem falta um selo no cartão-resposta.

Devolução da solicitação imperfeita e trâmites para a nova solicitação

Até o dia 18. 9. 2026 (sex) às 17 horas

- * A solicitação será devolvida ao solicitante, com a anotação do motivo da devolução, caso houver várias inscrições do mesmo, falsificação ou imperfeição na solicitação.
- * Após a solicitação ser corrigida, mesmo que seja levada pessoalmente ou enviada por correio postal, esta deverá estar no Escritório Administrativo Habitacional indicado, até o dia 18. 9 (sex) de 2026. Tenha cuidado no caso de utilizar o correio. É necessário calcular bem o tempo de entrega postal, porque não serão aceitas as solicitações que chegarem após o dia 18. 9 (sex) de 2026.
- * A pessoa que não apresentar a nova solicitação dentro do prazo determinado, será desclassificada.

Desclassificação

Não poderá alugar

2 Da classificação provisória até instalação na habitação

Envio da notificação da classificação provisória (Notificação do resultado do sorteio)

Ao redor do dia
2. 10. 2026

Classificados provisórios

- * Na notificação do resultado do sorteio, estão especificados a data, o horário e o lugar da entrevista para a qualificação de residente.
- * Consulte as páginas 35 a 37 a fim de preparar os documentos necessários para a entrevista.

Solicitante suplente

Data de vencimento :
29. 1. 2027 (qua)

- * Os solicitantes suplentes serão incluídos na lista dos classificados provisórios por ordem de inscrição de suplentes, somente quando houver rescisão ou desclassificação dos solicitantes que foram classificados provisoriamente. Neste caso, será enviada novamente a notificação da entrevista para a qualificação de residente.

Entrevista para a qualificação de residente

Local

No respectivo Escritório Administrativo Habitacional que faz a administração da residência que deseja alugar (veja as páginas 49 e 50)

Apresentação dos documentos requeridos como o certificado de residência <Juminhyo> e comprovante de renda <Shotoku Kazei Shomei Sho> (veja as páginas 35 a 37).

(* Pedimos a compreensão de todos, pois não será devolvido os documentos que foram apresentados.)

Período de entrevistas

Do dia 13. 10 (ter) ao dia 19. 10 (seg) de 2026,
(10 h ~ 12 h, 13 h ~ 16 h)

* As pessoas que não preencherem os requisitos ou não comparecerem no dia da entrevista, sem prévia notificação, perderão o direito de alugar.

Notificação da reunião explicativa sobre a instalação na habitação

Destinada às pessoas cuja instalação estiver definida

10 dias antes, avisaremos a realização da reunião explicativa sobre a instalação na habitação. (Nesta ocasião serão anexados o contrato, o documento para fazer o pagamento do depósito "shiki-kin", etc.) (Veja a página 38)

Procedimento para a instalação na habitação e explicação

Local

Anotado na notificação da reunião explicativa sobre a instalação na habitação. Mencionado no comunicado de realização da reunião explicativa aos novos moradores. Serão feitas explicações e observações relacionadas à instalação habitacional. (Veja a página 39 e 40)

Desclassificação

Não poderá alugar

Instalação na habitação

A partir de 1. 12. 2026 (Ter)

Está prohibido tener mascota como perro, gato y pájaro en las Viviendas de la Prefectura.
Téngalo en cuenta si está pensando solicitar. (Excepto perro lazarillo)

La inscripción puede realizarse a través del <Sistema de Registro Electrónico de Aichi>

Desde la solicitud de una vivienda hasta la instalación

[Español] Para mayor información, por favor comuníquese con la correspondiente oficina de administración de vivienda de la Oficina de Viviendas Públicas de la Prefectura de Aichi (consultar páginas 49 y 50)

- 1 Escriba sin falta su número telefónico (del lugar donde pueda ser localizado con facilidad), debido a que hay casos en los que surgen preguntas con respecto a los datos anotados en la solicitud.
- 2 Tenga en cuenta que una vez depositada la solicitud en el buzón de correos, será imposible modificar o corregir anotaciones tales como vivienda deseada, sorteo deseado u otros datos anotados en la solicitud.
- 3 Las actividades de "Jichikai" se financian con la cuota "Jichikaihi (Kyoekihhi)" que tiene que pagar cada inquilino. No deje de pagar "Jichikaihi" y por supuesto el alquiler mensual "Yachin", a más tardar, un día antes del día determinado.

1 Desde la solicitud hasta el sorteo

Solicitante

- 1 Confirme la clasificación de la solicitud.
- 2 Confirme si el total del ingreso de toda la familia que va a residir está dentro de los criterios del ingreso para la ocupación de una vivienda.
- 3 Elija el distrito, nombre, número de la vivienda deseada para residir y la calificación de la inscripción y sorteo.
- 4 Rellene la solicitud para la ocupación de una vivienda.
- 5 Mande la solicitud y 2 tarjetas colocadas una estampilla de ¥85 en el sobre señalado por correo.
(Consulte las pág. 3~33 y la lista de viviendas disponibles)

Envío por correo

Recepción de solicitudes

Período de recepción

Desde el 1 (Martes) hasta el 9 (Miércoles) de Septiembre de 2026
(Se aceptan las solicitudes enviadas por correo si la fecha del matasello es hasta el Miércoles 9 de Septiembre.)

Solicitud incompleta, etc.
(se devuelve sin procesar los documentos)

Aviso del número del sorteo

Su envío está programado alrededor del día 24 de Septiembre de 2026

* Adhiera sin falta una estampilla a la tarjeta del aviso del resultado del sorteo.

Aprobación

Sorteo

Día y hora

El miércoles 30 de Septiembre de 2026 a partir de las 10 de mañana

Lugar

En la oficina de gestión de viviendas correspondiente al barrio donde ha solicitado la vivienda. (consulte las pág. 49 y 50)

* El sorteo se realizará de forma pública a fin de garantizar la transparencia de la selección. La asistencia o inasistencia al sorteo no influye de ninguna manera en la selección de los candidatos. (consulte las pág. 34)

Aviso del resultado del sorteo

El envío está programado para el día 2 de Octubre de 2026

* Se avisará a las personas seleccionadas provisionalmente, a las suplentes y a las que fueron rechazadas en el sorteo.

* A las personas seleccionadas provisionalmente se les someterá a inspección formal de requisitos para ocupar la vivienda, pero cabe aclarar que podrían resultar descalificadas por varias razones, por ejemplo, en caso de que sus ingresos superen un nivel establecido.

* Adhiera sin falta una estampilla a la tarjeta del aviso del resultado del sorteo.

Examinación de la solicitud, devolución y repetición de los trámites

Hasta el Viernes 18 de Septiembre de 2026 las 17 horas

- * Devolveremos la solicitud después de indicar los motivos por los cuales fue incompleta, como solicitud variada, falsa y falta de detalles de la solicitud.
- * Presentela nuevamente en la oficina de gestión de viviendas designada, envíela por correo antes del día 18 de Septiembre de 2026 en caso de la falta de los documentos para la ocupación de la vivienda. Le advertimos que debe preocuparse sobre la fecha de llegada de su solicitud al depositarla en el buzón, porque solo se recibirán las solicitudes que lleguen hasta el día 18 de Septiembre de 2026 a la oficina de gestión de viviendas designada.
- * Si no presenta la solicitud antes del plazo indicado, le descalificaremos.

Descalificación

No puede ocupar la vivienda

2 Desde la selección provisional hasta la instalación

Envío del aviso de selección provisional (Aviso del resultado del sorteo)

Alrededor del día 2 de Octubre de 2026

Personas seleccionadas provisionalmente

- * En el aviso del resultado de este sorteo se hallan anotados la fecha y el lugar de la inspección formal de los requisitos para ocupar la vivienda.
- * Prepare los documentos necesarios (consulte las pág. 35 - 37) para la inspección formal de los requisitos para ocupar la vivienda.

Sustitutos

Hasta el miércoles 29 de Enero de 2027.

* Solo en caso de que la persona seleccionada haya rehusado o sido descalificada, seleccionaremos a otra conforme al orden de sustitutos. En este caso, nuevamente le enviaremos el aviso de la inspección formal de los requisitos para ocupar la vivienda.

Inspección formal de requisitos para ocupar la vivienda

Recepción

En la oficina de gestión de viviendas correspondiente al barrio donde ha solicitado la vivienda (consulte las pág. 49 y 50).

Presente su certificado de residencia <Juminhyo>, comprobante de ingresos de renta <Shotoku Kazei Shomei Sho> y otros documentos necesarios (consulte las pág. 35 - 37) a la oficina de gestión de viviendas donde desea residir.
(* No se devolverán los documentos presentados)

Plazo de inspección

Martes 13 y el Lunes 19 de Octubre de 2026 (10 h ~ 12 h, 13 h ~ 16 h)

* Se descalifica a las personas que no cumplen los requisitos y a las que han dejado de asistir sin previo aviso.

Descalificación

No puede ocupar la vivienda

Aviso de la sesión explicativa sobre la ocupación de la vivienda A las personas que resultaron elegidas como nuevos inquilinos

Le enviaremos un aviso unos 10 días antes de la celebración de la reunión explicativa. (En el mismo sobre se adjuntarán el contrato de alquiler, el documento para pagar la fianza, etc.) (consulte las pág. 38)

Reunión explicativa y trámites para la instalación sobre la ocupación de la vivienda

Lugar

Está anotado en el aviso sobre la reunión explicativa de la vivienda. Le explicaremos las indicaciones y otros temas importantes sobre la ocupación de la vivienda. (consulte las pág. 39 y 40)

Instalación

A partir del 1 de Diciembre de 2026 (Martes)

In Prefectural Public Housing it is strictly prohibited to keep pets, such as dogs, cats and birds. Those who have intention to apply, please note that matter. (Except guide dogs for people with disabilities.)

From Application to Move-in

Registration can be done through the
<Aichi Electronic Application System>

[English] For more information, please contact the Aichi Prefectural Housing Corporation or the respective housing management office.
(See pages 49 and 50.)

- ① Do not forget to write the telephone number (contact information). We may call you to ask about information provided on the application form.
- ② After posting the application, no changes nor corrections will be allowed, including the choice of housing and lottery category.
- ③ A jichi-kai (Residents' Association) is financed by jichi-kai-hi (kyoeki-hi), which shall be used for jichi-kai operations. Please pay the association fee by the due date as well as the rent.

1 From Application to Lottery

Applicant

- ① Please confirm the eligibility requirements for the application.
- ② Please confirm that the total income of all of the family members who will be living in the same apartment meets the income criteria for residents.
- ③ Please select the desired housing area, housing name, housing number, application category, and lottery category.
- ④ Please fill out the application form.
- ⑤ Please affix a 85-yen stamp to each of two postcards. Please put the application form and two postcards in the prescribed envelope and send it by mail.
(See the pages 3 to 33 and the "available housing list" of the separate booklet.)

By mail

Accepting Applications

Application Acceptance

September 1 (Tue) -
September 9 (Wed) 2026

(The envelope must be
postmarked on or before
September 9 (Wed).)

Incomplete application
(Incomplete applications will
be returned unprocessed.)

Notification of Lottery Number

Notification will be mailed
out around September 24, 2026

* Do not forget to affix a stamp to
the provided lottery number
notification postcard.

Accepted.

Lottery

Date and Time

September 30 (Wed) 2026
from 10:00 a.m.

Place

Housing Management Office of
the area you selected and others
(See pages 49 and 50.)

* The lottery will be conducted
publicly to ensure that the lottery
drawings are carried out properly
and fairly.
Whether you attend the lottery or
not has no effect on the results.
(See the page 34.)

Notification of Lottery Results

Notifications will be mailed
out around October 2, 2026

* Lottery results will be communicated
to all applicants regardless of the
results.

* Applicants provisionally selected in
the lottery will be called for an
eligibility screening. As a result, if the
applicant does not meet the tenant
requirements, such as exceeding the
income criteria, he/she will be
regarded as disqualified.

* Do not forget to affix a stamp to the
provided lottery result notification
postcard.

Application Review · Return · Reapplication

Until September 18 (Fri) 2026 5 p.m.

* Two or more applications or false applications, and incomplete applications
will be returned with explanation of inadequacies.

* Please submit completed application to designated housing management
office by September 18 (Fri) 2026, either in person or by mail. If you send your
application by mail, make sure that the application arrives at the office by the
September 18 (Fri) 2026 deadline.

* Applications not submitted by the deadline will be disqualified.

Disqualified

You are disqualified
from living in the prefectural housing.

2 From Provisionally Selected to Move-in

Notification to Provisionally Selected Applicants

(Notification of lottery results)

Notifications will be sent out
around October 2, 2026

Provisionally selected applicants

* Date and place for eligibility screening are
specified on the notification postcard.

* Please prepare documents necessary for
eligibility screening. (See pages 35-37.)

Applicants on waiting list

Expiration date :
January 29 (Fri) 2027

* If a provisionally selected applicant declines
or is disqualified for some reason, the next
qualified applicant on the waiting list will be
selected.
In this case we will send a notification of the
screening accordingly.

Eligibility Screening

Place

Housing Management Office of Branch
Office of the area you wish to live in. (See
pages 49 and 50.)

Submission of the requested documents,
including resident card <Juminhyo> and
income statement <Shotoku Kazei Shomei
Sho>. (See pages 35-37.)
(* Please note that all of the submitted
documents will not be returned.)

Period of Screening

October 13 (Tue) - October 19 (Mon) 2026
(10 am ~ 12pm, 1pm ~ 4pm)

* Applicants who do not meet tenant
requirements or did not appear for the
eligibility screening without previous notice
will be disqualified.

Notification of Meeting for Tenants

(For the applicants finally selected as tenants)

Notification will be mailed about 10 days prior to the
meeting.
(Documents such as a payment slip of security deposit
and contract shall be enclosed.)
(See the page 38)

Move-in procedures / Meeting for Tenants

Place

The place will be described in the notification of Meeting
for Tenants.
Important information and instructions on living in the
prefectural housing will be provided.
(See the page 39 and 40)

Disqualified

You are disqualified
from living in the prefectural housing.

Move-in

From December 1 (Tue) 2026 onward

从申请到入住

现已开通<爱知电子申请与登记系统>在线申请服务。

【中国语】详细内容请向爱知县住宅供给公社赁贷住宅课咨询。(参照49-50页)

- ① 有时会打电话向您咨询有关申请书上记载的内容，因此请务必填写电话号码(或能联系到的地址)。
- ② 已提交的申请书，不可以修改希望住宅、抽选区分或其他记载内容。
- ③ 自治会是靠各居民缴纳的自治会费(共益费)来运营。自治会费与房租一样，请务必在交纳期限内交纳。

1 从申请到抽签

申请方法

- ① 请确认申请资格。
- ② 请确认将入住的全体家属的合计所得是否在入居收入基准范围内。
- ③ 请选择入居希望地区，入居希望住宅，住宅编号，申请区分，抽签区分。
- ④ 请填写入居申请书。
- ⑤ 请将入居申请书和2张明信片装入指定信封内贴好85日元邮票后寄出。
(参照第3~33页以及另册的「募集住宅一览表」)

邮寄

申请受理

受理时期

2026年
9月1日(星期二)~
9月9日(星期三)
(只受理9月9日(星期三)
以前邮戳的申请件。)

申请文件不齐
(不予受理退回)

抽签号通知

预定2026年9月24日
左右寄出

※通知书明信片不贴邮票
则不能发出通知。
因此请务必在明信片
上贴好邮票。

合格

抽签会

日期

2026年
9月30日(星期三)
上午10点开始

会场

希望申请地区的
各住宅管理事务所等
(请参照第49,50页)

※为了保证抽签的公正性，采取
公开抽签。是否出席抽签会与
是否中签无关。(参照第34页)

不合格

不能入住

通知抽签结果

预定2026年10月2日
左右寄出

※暂时中签或落选均会通知。
※对暂时中签者将进行入住
资格正式审查。审查结果如超
过收入标准不具备入住资格
则中签失效。
※如果通知书未贴邮票则不能
发出通知。因此请务必贴好
邮票。

入居申请书的审查・退回・ 再次受理的手续

2026年9月18日(星期五) 下午5点截止

※对于申请重复或伪造申请和不具备申请资料的人，将写明理由退还申请书。
※请于2026年9月18日(星期五)之前提交给或直接拿到指定的住宅管理事务所。
如果邮寄，只受理2026年9月18日(星期五)之前寄至指定住宅管理事务所的
申请文件，因此请注意投递日期。
※如未在指定日期内提交申请表则丧失资格。

寄送暂时中签通知书

(通知抽签结果)

2026年10月2日左右

暂时中签者

※抽签结果通知书上会写明入住
资格正式审查日期，地点。
※请准备好正式审查所需的文件。
(参照第35~37页)

补缺者

有效期限 2027年1月29日(星期五)

※只限于暂时中签者推荐或丧失资格时，
补缺者按照补缺顺序依次成为暂时中
签者。此时会发出入住资格正式审查
通知。

入住资格正式审查

受理场所

管辖入居希望住宅的
各住宅管理事务所・支所等
(参照第49, 50页)

提交居民票，所得课税证明等文件
(参照第35~37页)

(※已提交的申请书将不退还，望理解。)

审查期间

2026年10月13日(星期二)~10月19日(星期一)
(10h~12h, 13h~16h)

无入住资格者以及擅自缺席者将丧失资格。

丧失资格

不能入住

入住说明会通知

以决定入住者为对象

于举办入住说明会的10日前通知。
(同时寄去合同书，保证金付款单等)
(参照第38页)

入住手续・入住说明会

会场

入居说明会通知书上记载
说明有关入住的注意事项等
(参照第39, 40页)

入住

预定2026年12月1日(星期二)后依次入住

選考方法について

【入居希望地区の各住宅管理事務所又は支所等(49・50ページ参照)で公開抽選により仮当選順位を決定します。

●公開による抽選は公正を期すために開催するものです。抽選会への出欠が当落を左右するものではありません。

抽 選 日

2026年9月30日(水) 午前10時から

抽選結果通知書(はがき)にて結果を通知します。(切手が貼ってある場合のみ)

抽選日に結果を知りたい方は抽選会に参加してください。

なお、抽選会終了後は名古屋・尾張地区以外の抽選会場は閉鎖しますので、抽選日当日に抽選結果を知りたい方は、管轄の住宅管理事務所又は支所等まで営業時間中に直接お越しください。

抽選日当日における抽選結果の電話による問合せは、抽選が別会場で行われており間違いを生じやすいことからお答えできませんのでご承知ください。

福祉枠

一般世帯向住宅(事故住宅を除く)は全て、福祉枠該当世帯の方も申込みいただけます。福祉枠で申込みされた方は、抽選番号を2つ通知します。

追加募集について

募集戸数に満たなかった住宅につきましては、抽選日以降に追加募集を行います。追加受付の場所及び日時は下記のとおりです。詳しくは、本案内書49・50ページに記載の管轄住宅管理事務所又は支所等にお問い合わせください。(ホームページには、受付日初日の3日程前に掲載します。)

追加募集の住宅については、愛知県住宅供給公社のホームページにて受付状況等の情報更新を行います(2026年11月6日(金)及び2027年1月13日(水)に更新予定。)その際に、今回募集をした住宅で入居資格本審査後に失格及び辞退となった住宅が発生した場合は、募集住宅を追加することがあります。

追加受付初日及び更新した住宅の受付開始日は、混雑する場合がありますので、追加受付場所に午前9時から9時10分までに来られた方々で申込順位を決める抽選を行います。その抽選順位により申込みを受付いたします。

●追加受付期間 **2026年10月9日(金) 午前9時 ～ 2027年2月26日(金)**

●更新した住宅の受付開始日 **2026年11月13日(金)及び2027年1月20日(水) 午前9時～**

※情報更新予定日は2026年11月6日(金)及び2027年1月13日(水)になります。

なお、更新した住宅の受付期間も2027年2月26日(金)までとなります。

●抽選会場・追加受付場所(案内図は49・50ページ参照)

名古屋・尾張地区	名古屋尾張住宅管理事務所
一宮地区	名古屋尾張住宅管理事務所 一宮支所
海部地区	名古屋尾張住宅管理事務所 海部駐在
知多地区	抽選会場 半田市市民交流センター(クラシティ半田3階) 追加受付場所 名古屋尾張住宅管理事務所 知多支所
西三河地区	三河住宅管理事務所
知立地区	三河住宅管理事務所 知立支所
豊田加茂地区	抽選会場 豊田市福祉センター 追加受付場所 三河住宅管理事務所 豊田加茂支所
東三河地区	三河住宅管理事務所 東三河支所

※尾張地区：小牧市・瀬戸市・尾張旭市・北名古屋市・清須市・春日井市・長久手市・豊明市・東郷町にある住宅が対象

※中東情勢の緊迫化に伴い、住宅設備の入荷・設置に遅れが発生している影響を受け、入居予定日が遅れる場合があります。

入居資格本審査

※下記必要書類は、抽選後の入居資格本審査時に必要となるものなので、申込み時には郵送しないでください。

▲提出いただいた書類については、返却しませんのでご了承ください。

- 入居希望部屋を管轄する各住宅管理事務所又は支所等で、必要な書類(住民票・所得課税証明書等)により入居資格を本審査します。
- 入居資格本審査には、間違いを生じないためにも、申込者本人かご家族の方が受付場所にお越しください。やむを得ない場合は親族などの代理人の方でも構いません。(入居資格審査は日本語で行います。日本語のわかる方とお越しください。)
- 単身者向・シルバーハウジング等に単身で仮当選された方は、必ず入居申込者本人(常時介護を必要とする方は代理人の方でも構いません。)が受付場所に直接お越しください。

入居資格本審査は申込受付期間最終日現在での収入等の入居資格の有無を審査しますので、申込時と本審査時点で状況等が変わっている方は入居資格を失う場合があります。35～37ページに記載してある書類以外に住宅管理事務所・支所等が必要と判断した書類を提出していただくことがありますのでご承知ください。

※公的書類(住民票、所得課税証明書、戸籍謄本など)は、発行から3か月以内の原本をご提出ください。

◆必ず必要となる書類(下記枠内3点)

■収入を証明する書類(37ページの区分表をご覧ください。)

37ページの区分表により該当する書類をすべて各1部提出してください。

- 婚約中で現在収入のある方でも、入居指定日までに退職することを条件に申込みをされた方は、退職予定証明書(43ページ様式5)を提出してください。
退職予定証明書があれば、所得を証明する書類は不要です。
なお、この場合、入居指定日までに正式な退職証明書を提出していただくことが条件です。
- 婚約中の方を除き、申込受付期間最終日現在で収入のある方を、退職予定での無職無収入とすることはできません。

■世帯全員の住民票の写し(マイナンバーが省略されたもの)

(写しとはコピーのことではありません。市区町村役場の窓口で交付されたものをお持ちください。)

世帯主・続柄・筆頭者氏名が記載された、現在の同居家族全員のものを提出してください。

- 住民票の写しを申請する際には、必ず「世帯主・続柄・筆頭者氏名の省略されていないもの」と申請してください。
※外国人の方は、上記に加え「在留期間の省略されていないもの」と申請してください。
- 婚約中の方はそれぞれの世帯全員のもの、内縁関係の方は続柄の欄に関係が記載されたものを提出してください。
- 外国人の方も法改正により住民票を発行できますので「世帯全員の住民票の写し」を書類審査の際に提出してください。
詳しいことは、事前に各市区町村役場の窓口で相談してください。

■賃貸アパートや借家等に居住していることを証明する書類

- 賃貸借契約書のコピー又は家賃の支払済証明書、家主の証明等
- 親族等の持家に居住されている方は、固定資産税の納税通知書のコピー、固定資産評価証明書又は、建物の所有者の利権関係のわかる登記事項証明書等
- 持家売却や競売等により申込みされる方は、不動産の媒介契約書又は競売開始の証明書等と、持家売却や競売中等による申込みにあたっての誓約書(45ページ様式11)

◆抽選区分に応じて必要となる書類

該当される場合は下記書類も必ずお持ちください。

■単身者向・シルバーハウジングの住宅に仮当選された方は下記の書類

- 健常者の方は申立書(44ページ様式7)
- 常時介護を受ける方は、申立書(別途住宅管理事務所配布)又は介護保険の被保険者証のコピー(被保険者等記号・番号及び、QRコードの記載箇所にマスキングを施したもの)

■シルバーハウジング・身体障害者世帯向住宅に仮当選された方は下記の書類

- 特別設計住宅入居の誓約書(44ページ様式9)

■事故住宅に仮当選された方は下記の書類

- 事故部屋入居の誓約書(45ページ様式10)

◇状況に応じて必要となる書類

入居される世帯の構成等によって必要書類は変わります。該当される場合は下記書類も必ずお持ちください。

■扶養又は無職を証明する書類

申込家族のうち、収入のない方については、無職の証明又は扶養されていることを証明する書類が必要です。

- 最近退職された方は、離職票のコピー又は、退職証明書を提出してください。
- 収入のある方の扶養になっている方は、市区町村の税務担当課で発行される扶養証明書又は非課税証明書（※申込家族の給与収入が123万円以下の場合、被保険者等記号・番号及び、QRコードの記載箇所にマスキングを施した健康保険資格確認書(国民健康保険資格確認書を除く。)のコピーで代用できる場合もあります。）

■婚約中の方は下記の書類

- 婚約証明書(43ページ様式3)
- 婚約入居の誓約書(43ページ様式4)

■胎児を同居しようとする親族とされる方は下記の書類

- 出産予定日が確認できる母子手帳のコピー又は医療機関の証明書
- ※ただし、出産後、出生した方が記載された同居家族全員の住民票の写しを提出していただき、再度、入居資格本審査を行います。入居指定日を過ぎてても出産していない場合は申込資格を失うことがあります。

■次に該当する方は戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)

- 単身者向・シルバーハウジング等に単身で申込みする方
- 両親が死亡し、兄弟姉妹で申込みする方
- 内縁関係等で申込みする方
- 福祉枠に新婚世帯で申込みする方
- 父子世帯・母子世帯等で申込みする方
- 別居中の親(子)世帯等と同居する申込みの方
- 非婚の母(父)関係で申込みする方

■外国籍で配偶者のいない方について(日本語への翻訳文を添付してください。)

- 未婚の方は独身証明書、未婚又は現在配偶者が無いことの公的証明書、大使館・領事館の証明書のいずれかを提出
- 離婚の場合、離婚の注釈が記載されている証明書又は現在配偶者が無いことの公的証明書、大使館・領事館の証明書のいずれかを提出

■その他

- 別居中の親(子)世帯等と同居する申込みの方は、同居入居の誓約書(44ページ様式6)
- 離婚調停中の方は、家庭裁判所発行の事件係属証明書と、離婚調停中入居の誓約書(44ページ様式8)
- 愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者は、愛知県ファミリーシップ宣誓書受理証明書(カード型の証明書可)の写し、県内市町村のパートナーシップ制度等利用者は、県内市町村が発行するパートナーシップ宣誓書受領書等の写しと、ファミリーシップ宣誓制度等の利用による誓約書(45ページ様式12)。
- 里親・里子と同居する申込みの方は、里親措置決定通知書の写し
- 配偶者が高齢者施設(特別養護老人ホーム等)に入所の方は、入所証明等
- 心身障害者の方は、障害を証明する手帳(身体、精神又は知的)のコピー等
- 配偶者から暴力を受けている世帯の方は愛知県女性相談支援センター長か愛知県内の母子生活支援施設長の証明書。あるいは地方裁判所の保護命令(接近禁止、住居からの退去)発効通知、女性相談支援センターその他の配偶者暴力相談支援センターが発行する証明書、又は行政機関や関係機関等と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体等が発行する確認書等
- 犯罪被害者等世帯の方は、犯罪被害に係る申告書。その他必要と認められる書類。犯罪により精神的な後遺症が生じ、医学的に居住することが出来なくなった方は、医師の診断書
- 生活保護を受けている方は、受給証明書
- 独立行政法人都市再生機構・公社の賃貸住宅の建替えに伴う移転対象者世帯の方は、事業者の対象者であることが認められた証明書
- 道路事業等の施行に伴う移転対象者世帯の方は愛知県建設事務所等の証明書
- 離職退去者世帯の方は、解雇通知、寮・社宅からの退去通知等又は賃貸住宅の契約書と給与明細等
- 炭鉱離職者世帯の方は、公共職業安定所の証明書等
- 原子爆弾被爆者の方は、県保健所長等の証明書等
- 戦傷病者の方は、戦傷病者手帳のコピー
- 国立ハンセン病療養所等の長(廃止された私立のハンセン病療養所に入所していた方は、厚生労働省健康局疾病対策課長)の証明書
- 引揚者の方は、海外から引揚げ後5年を経過していない旨の都道府県援護事務主管(部)課長の依頼書
- 歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域に居住する世帯の方は、居住地を所管する市町村長の知事あての副申書

収入を証明する書類区分表

35ページの収入を証明する書類については、次の区分表により該当する●印及び○印の書類を全て提出してください。なお、●印の書類により収入基準の審査をします。

		(注1)	(注2)	(注3)				
申込者区分	収入を証明する書類 現在の状況 (就職時期等により提出して いただく書類が違いますの で注意してください。)	所得を証明する書類	給与支給証明書 (42ページ様式1)	月別明細書 (42ページ様式2)	最近の年金振込通知書のコピー 又は 年金改定通知書等のコピー	開業届の控	転職を証明する書類 (卒業証書のコピー等) (退職証明書・廃業届)	扶養を証明する書類
給与所得者	ア 前年1月1日以前から現在の勤務先に引き続き勤務している方	●						
	イ 前年1月2日以降に就職(転職)し申込日までに1年以上経過している方	○	●					
	ウ 前年1月2日以降に就職(転職)し申込日までの勤務期間が1年未満の方	○	●				○	
	エ 最近まで主たる収入者の扶養家族になっており、最近就職した方		●					○
自営業者等	オ 前年1月1日以前から引き続き営業している方	●						
	カ 前年1月2日以降に営業開始し申込日までに1年以上経過している方	○		●		○		
	キ 前年1月2日以降に営業開始し申込日までの営業期間が1年未満の方	○		●		○	○	
	ク 最近まで主たる収入者の扶養家族になっており、最近営業を始めた方			●		○		○
その他	ケ 年金受給者	○			●			
	コ 失業中の方	○	●雇用保険受給資格者証のコピー					
	サ 生活保護受給者の方	●生活扶助料の受給証明書						

- (注1) 所得を証明する書類 ㍲㍳㍴の場合…市区町村発行の所得課税証明書、又は住民税の特別徴収税額決定通知書
㍽㍿㍿の場合…市区町村発行の所得課税証明書、又は住民税の普通徴収納税通知書の課税明細書
㍿㍿の場合……市区町村発行の所得課税証明書
※㍲～㍴の複数の項目に当てはまる方は、必ず市区町村発行の所得課税証明書を提出してください。
※㍲㍳㍴㍿㍿㍿で申込時点で満60歳以上の給与所得者・自営業者は、必ず市区町村発行の所得課税証明書を提出してください。
- (注2) 給与支給証明書 (42ページ様式1) ㍲の場合……現在の勤務先で、入居資格本審査の前月から過去1年間分の支給証明を受けてください。(残業手当・賞与等を含む)
㍳㍴の場合……現在の勤務先で、就職した月から入居資格本審査の前月までの支給証明を受けてください。(賞与の予定分は含みません。)
- (注3) 月別明細書 (42ページ様式2) ㍿の場合……入居資格本審査の前月から過去1年間分の所得を記入してください。
㍿㍿の場合……営業開始をした月から入居資格本審査の前月までの所得を記入してください。

●収入基準の計算対象とならないもの

課税されない所得は、収入基準の計算対象とはなりません。

(例・生活保護の扶助料、雇用保険給付金、傷病手当給付金、休業補償金、労災保険給付金、仕送り、奨学金、給与所得者の一定額までの通勤手当、遺族年金、障害年金、老齢福祉年金など)

入居決定について

- 今回の募集で仮当選され、入居資格本審査に合格された方は、当選順位の上位の方から入居決定していきますが、災害等による緊急入居や不測の事態が生じた場合などには、空家が発生するまでお待ちいただく場合もありますのでご了承ください。

入居される住宅が決定したときは、『入居説明会』の開催の10日程前に文書により連絡しますので、必ず申込者本人又は同居するご家族の方がご出席ください。(代理出席はできません。ただし、単身向・シルバーハウジング住宅等に入居される方で、常時介護を必要とする場合は除く。)

なお、補欠者は仮当選者が辞退又は失格した場合のみ、補欠順位に従って繰り上げ仮当選になります。が、補欠者としての有効期限は2027年1月29日(金)までです。

- ・ 入居説明会通知には、敷金(家賃額の3か月分)の納付書及び賃貸借契約書等の書類が同封されています。指定された期日までに、敷金を納付したことが分かるもの及び必要事項を記入した賃貸借契約書等の書類を各住宅管理事務所又は支所等へ提出してください。(提出期限は各住宅管理事務所又は支所等により異なりますので、お送りする入居説明会通知をご確認ください。)

納付された敷金については無利子とし、退去後に退去月の日割家賃等を差引いた残額を還付します。なお敷金は退去修繕費に充当できません。別途退去修繕費が必要となります。

- ・ 賃貸借契約締結の際には、緊急連絡先の届出が必要となります。
緊急連絡先の方は原則2名とし、1名は親族、もう1名は親族又は友人知人とします。
緊急連絡先が1名しか見つからない場合や、日本国内に親族のいない場合などは住宅管理事務所又は支所等へご相談ください。※緊急連絡先の方の現住所確認ができる公的書類(住民票・運転免許証・在留カード等)の写しの提出が必要となります。

- ・ 賃貸借契約締結(入居説明会)前に、決定された住宅の室内を見学することは原則できません。
- ・ 入居を決定された部屋番号等は例外なく変更できません。入居指定日(契約日)以前の引越しもできませんのでご承知ください。

申込後に住所や連絡場所を変更された方又は辞退される方は、直ちに申込住宅を管轄する住宅管理事務所又は支所等へご連絡ください。(辞退届45ページ様式13)

資格喪失について

- 郵送申込み及び電子申込みに際してのご了解事項

申込受付期間は決まっています。受付期間外の送付及び電子申込みは失格になります。住宅申込書の記入方法等に不備がある場合は申込者の住所やメールアドレスへお返しします。該当箇所を訂正後、至急郵送または窓口(管轄の住宅管理事務所・支所等)への持参、公社メールアドレスに返信のいずれかの方法で提出してください。

次の場合は今回の郵送申込み及び電子申込みの受付最終日をもちまして失格とさせていただきます。異議はお受けしません。

- ① 申込者の住所が不明で返送できない。
- ② 返送した住宅申込書が「あて所に尋ねあたらず」等の理由により不達となった。
- ③ 連絡(電話・メール)できない。
 - ・ 申込書に電話番号の記載が無い。電話番号の数字が判読不能。
 - ・ 営業日の日中に電話をしても通じない。留守番電話に伝言しても営業時間中に折り返しの連絡をいただけない。
 - ・ メールで不備について連絡しても応答がない。

- 仮当選・入居資格審査・入居説明会・その他のご了解事項

次の場合は直ちに失格となります。

- ① 入居指定日から1か月以内に申込者本人及び同居親族全員が入居できないことがわかった。
 - ・ 婚約による申込の場合は申込者または婚約者のどちらかが1か月以内に入居できない。3か月以内に入居が完了できない。(入居後であっても退去していただきます。)
 - ・ 婚約の解消・離婚不成立等の重要な変更事由が生じた。
- ② 入居資格審査期間中に必要な審査を受けなかった。
- ③ 入居資格審査で必要とされた書類を指定の期日までに提出しなかった。
- ④ 入居説明会に正当な理由なく無断欠席した。(説明会日時の失念は正当な理由ではありません。)
- ⑤ 電話・郵便等で必要な連絡ができない。又は、指定の日時までに連絡をいただけない。
- ⑥ 申込者又は同居者が暴力団員・暴力団関係者と判明した。

入居に際して

■水道・電気・ガス等

入居者ご自身で水道・電気・ガス等の使用契約手続きをしていただく必要があります。

■家賃等の支払いについて

家賃・駐車場使用料・附帯設備使用料の支払いについては、支払いの手間がかからず、支払い忘れの心配がない預金口座振替の手続きをお願いします。

※駐車場使用料及び附帯設備使用料は、家賃等と合わせて県が徴収している住宅に限ります。

■共益費

共益費とは、共同で使用する施設の保守管理費用、使用料などで、入居者の方がご負担する費用です。

自治会(町内会)ごとに金額及び徴収方法を決めており、次のようなものがあります。

- ① エレベーターの設置してある住宅については、その動力用電気料、保守点検費用
(入居する部屋の階数にかかわらずなお支払いいただきます。)
- ② 汚物の処理等に関する費用(排水管の清掃費、汚水処理場の保守管理費用等)
- ③ 屋内・屋外の共同灯(防犯灯・階段灯等)電気料及び修繕費
- ④ 給排水施設の動力用電気料
- ⑤ 共同水栓の水道料及び修繕費
- ⑥ 別途自治会で定める事項

※2020年4月より、一部の住宅では共益費の一部を「附帯設備使用料」の名称で、家賃等と合わせて県が徴収しています。徴収する住宅は順次拡大予定です。

■注意事項

① 自治会役員について

民間アパート等と異なり、県営住宅に入居されますと自治会(町内会)に加入後、各種行事(清掃当番など)への参加が必要となります。

また、自治会の役員に選出された場合(会長、会計等)は、その任を負っていただくことになります。

自治会の活動は、入居者の方からの自治会費によって運営されています。

自治会費も家賃と同様に、期日までにお支払いいただくことになります。

- ② 県営住宅は、認められた同居家族だけが居住することができます。他の人に貸したり、入居の権利を他の人に譲ることはできません。不正入居の場合は、明渡しを求め、訴訟を提起することがあります。

- ③ 毎月の家賃等は必ず納期限(その月の月末)までに納付してください。

家賃を3か月以上滞納されますと、住宅を明け渡していただきます。

また、緊急連絡先の方に迷惑をかけたり、延滞金が加算されたりしますので、家賃は必ず毎月の納期限までに納めてください。

- ④ シルバーハウジング及び身体障害者世帯向住宅に入居された方で、入居後においてそれぞれの特定の入居資格に該当しなくなった場合は、速やかに住宅を明け渡していただくことになりますのでご承知ください。

- ⑤ 退去の際は畳の表替え、襖の張替え等の所定の修繕費用が必要となります。この修繕費用は敷金での充当はできません。国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」については賃料が市場家賃程度の民間賃貸住宅を想定しているため、公的で低廉な賃料であるところの県営住宅には適用されませんので、ご承知ください。

- ⑥ 犬・猫などのペット類は、飼育できません。(盲導犬等は除きます。)

■入居後、公営住宅法に定める収入超過者になられた方の家賃制度について

入居後3年を経過し、公営住宅法に定める一定の所得月額を超える方は収入超過者と認定され、家賃が入居されている住宅の近傍同種家賃(民間賃貸住宅並の市場家賃)になる場合があります。

近傍同種家賃は同じような住宅であっても、その住宅の建設工事費等により家賃が異なる場合があります。

また、県営住宅に入居後5年を経過されている方で高額所得者に決定された方には、住宅の明渡請求をすることがあります。

この場合、明渡期限経過後も住宅を退去しない場合は近傍同種家賃の2倍の損害金をお支払いいただくこととなります。

■駐車場について

公営住宅法の改正に伴い駐車場は、自治会の自主的管理から県管理へ順次移行しています。

県管理へ移行していない団地内の駐車スペース等の使用については、自治会などで自主的に管理規則等を設け適正な運営に努めていますので、入居されましたらその定めに従っていただき、不正駐車等をしないでください。

また、愛知県では、水害のない街づくりを目指しており、駐車場に雨水を一時的に貯めて流出抑制を図る対策工事を行うことになっていますので、大雨時に雨水が溜まる場合がありますがご了承ください。

●駐車場(有料)の使用等方法

- ・駐車区画は、愛知県及び愛知県住宅供給公社が定めた場所とさせていただきます。

●申込方法

- ・入居資格本審査時に、駐車場使用確認書(46ページ様式14)に必要事項を記入のうえ提出してください。
- ・入居が決定したときは、入居説明会前に駐車場申込書等を送付しますので、必要事項を記入し、必要書類を添えて申込みをしてください。

●申込資格等

① 申込資格

申込資格は、次のいずれかに該当する方です。

- ・住宅の契約者又は同居親族(原則的に住宅に住んでいる方以外は契約できません。)(自動車検査証の使用者欄に住宅の契約者又は同居親族名が記載されていること。)
- ・住宅の契約者又は同居親族で、自動車を購入する予定の方
- ・住宅の契約者又は同居親族で、勤務先の自動車を常時通勤手段として使用している方
- ・住宅の契約者又は同居親族で、自ら所有する事業用自動車を常時使用する方

② 車両制限

- ・道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車(二輪車を除く。)であること。
- ・車長490cm以下及び車幅180cm以下であること。
- ・不正改造車でないこと。

●事前承諾事項

- ・天災地変、火災、盗難、その他不可抗力による全ての損害に対しては、愛知県及び愛知県住宅供給公社はその責任を一切負いません。また、使用者の故意又は過失による汚損及び修繕費等は、全て使用者負担となります。
- ・駐車場の管理については、愛知県住宅供給公社が管理を行いますが、管理の一部(見回り等)を自治会に委託しています。
- ・駐車区画決定後の変更はできません。

外国人サポートデスクについて (About Foreigners Support Desk)

電話によるご案内

平日の下記時間において、外国人サポートデスクによる外国語(7か国語対応)の電話相談を行っています。



☎ (052) 684-5007 (7か国語共通 - 7 Languages)
(9:00 ~ 12:00 - 13:00 ~ 17:00)

●ポルトガル語・スペイン語・英語・ネパール語による相談(月～金) ※祝日を除く

Português - Seg ~ Sex (Exceto feriados)
A Corporação de Fornecimento Habitacional da Província de Aichi possui um atendimento por telefone em português, conforme os dias e horários indicados acima.
Español - Lun ~ Vie (Excepto festivos)
La Corporación de Suministro de Viviendas de la Prefectura de Aichi cuenta con uno soporte telefónico en español, según los días y horarios indicados arriba.
English - Mon ~ Fri (Except holidays)
The Aichi Prefectural Housing Supply Corporation has telephone guidance in English on the days and hours listed above.
नेपाली भाषा - सोमबार ~ शुक्रबार (सार्वजनिक बिदा बाहेक)
आईचीकेन आवास आपूर्ति कम्पनिमा माथि उल्लेखित दिन र समयमा नेपाली भाषामा टेलिफोन मार्फत निर्देशन सेवाहरू प्रदान गरिनेछ।

●タガログ語による相談(月～木) ※祝日を除く

Tagalog - Lun ~ Huw (Except holidays)
Sa Aichi Prefectural Housing Supply Corporation ay mayroong telephone guidance sa tagalog sa mga araw na nakasaad sa itaas.

●ベトナム語による相談(月～金) ※祝日を除く (木のみ 13:00～17:00)

Tiếng Việt - Thứ hai ~ Thứ sáu (Ngoại trừ ngày lễ) Thứ năm (13:00 ~ 17:00)
Cơ quan cung cấp nhà ở tỉnh Aichi có tư vấn qua điện thoại bằng tiếng Việt vào những ngày trên.

●中国語による相談(火・木) ※祝日を除く (中国語のみ 13:00～17:00)

中文 - 周二・周四 (节假日除外) 13:00 ~ 17:00
爱知县住宅供给公社将在以上日期和时间内受理中文的电话咨询。

※49・50ページ記載の各住宅管理事務所・支所等でも上記時間帯に各言語によるパソコンでのリモート相談を実施しています。

様式類は、仮当選後の入居資格本審査に必要書類となる場合に切り取ってお使いください。郵送申込時には必要ありません。

給与支給証明書

様式 1

給 与 所 得 者	次の者は、当所に勤務し、次のとおり給与等を支給したことを証明します。							
	年 月 日 給与支給者 所在地 名称及び 代表者氏名 電話番号							
	氏 名				採用年月日	年 月 日		
	申込む月の前月から過去1年間の総支給額(いわゆる税込みの金額)							扶養者氏名
	支給年月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	1.
	給 与	円	円	円	円	円	円	2.
	賞 与 等	円	円	円	円	円	円	3.
	支給年月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	4.
	給 与	円	円	円	円	円	円	総 支 給 額
	賞 与 等	円	円	円	円	円	円	円

注1：前年1月2日以降に就職された方のみ、記入してください。

注2：給与には一定額までの通勤手当等非課税額は含まない金額を記入してください。

月別明細書(自営業者等)

様式 2

自 営 業 者 等	私の所得は下記のとおりであり、当該年度において 税務署へ申告する金額と相違ありません。 年 月 日					必要経費内訳（材料費等）		
							円	
							円	
	氏 名							円
	事業開始年月日	年 月 日						円
	収入年月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	扶養者氏名
	総収入額	円	円	円	円	円	円	1.
	必要経費	円	円	円	円	円	円	2.
	所得額	円	円	円	円	円	円	3.
	収入年月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	4.
	総収入額	円	円	円	円	円	円	総 所 得 額
	必要経費	円	円	円	円	円	円	円
	所得額	円	円	円	円	円	円	円

注：前年1月2日以降に営業された方のみ、記入してください。

婚約中の方のお申込み

様式 3

婚 約 証 明 書	申込者住所
	氏 名 _____ 年 ____ 月 ____ 日 生
	婚約者住所
	氏 名 _____ 年 ____ 月 ____ 日 生
	上記の両者は婚約中であり、____ 年 ____ 月 ____ 日婚姻の届出（入籍）予定であるが、 婚姻後の住宅に困窮していることを申し立てます。
	仲 人 ^{（仲人がいない場合）} _{（は知人等の第三者）} 住 所 _____ （続 柄 _____）氏 名 _____
	男の親 ^{（両親が死亡等の場）} _{（合は兄弟等の親族）} 住 所 _____ （続 柄 _____）氏 名 _____
	女の親 ^{（両親が死亡等の場）} _{（合は兄弟等の親族）} 住 所 _____ （続 柄 _____）氏 名 _____

様式 4

誓 約 書	
1. 申込家族のうち1名は入居指定日から1か月以内に必ず入居し、3か月以内には申込家族全員が入居します。	
2. 婚約解消となったときは、入居申込みを辞退します。	
なお、既に入居している場合にはその住宅を明け渡し、かつ原状回復に必要な費用を全て負担します。	
以上、誓約します。	
____ 年 ____ 月 ____ 日	
愛 知 県 知 事 殿 愛知県住宅供給公社理事長 様	
申込者氏名 _____	
婚約者氏名 _____	

様式 5

退職予定証明書	
愛 知 県 知 事 殿 愛知県住宅供給公社理事長 様	
1. 住 所 _____	
2. 氏 名 _____	
3. 生 年 月 日 _____ 年 ____ 月 ____ 日	
4. 採用年月日 _____ 年 ____ 月 ____ 日	
上記の者は、____ 年 ____ 月 ____ 日付けで、 当社を退職する予定であることを証明します。	
____ 年 ____ 月 ____ 日	
勤務先住所 名 称 _____	
代表者氏名 電 話 番 号 _____	

別居している他の親族と同居する申込みの方

様式 6

誓約書

下記の親族については、現在申込者とは別居していますが、県営住宅に入居する際には申込者の入居と同時に入居を希望しています。

1. 入居指定日から1か月以内に、申込家族全員が入居します。
2. 指定の期間内に申込家族全員で入居できないときは、入居申込みを辞退します。

なお、既に入居しており生活をしている場合であってもその住宅を速やかに明け渡し、かつ原状回復に必要な費用を全て負担します。以上、誓約します。

年 月 日

愛知県知事殿
愛知県住宅供給公社理事長様

申込者氏名

同居予定親族

氏名	申込者との続柄	同居の理由

単身者向・シルバーハウジング等に仮当選された方

様式 7

申立書

年 月 日

愛知県知事殿
愛知県住宅供給公社理事長様

1 申込者氏名

2 (同居人の続柄)※シルバーハウジングのみ

氏名

私(達)は、日常生活(歩行、自炊及び食事、着脱衣、入浴、排泄等)に支障のない程度に健常です。

シルバーハウジングの方

私(達)は入居後、生活援助員等の見守りサービス契約及び緊急通報装置用の電話回線契約を結び、電話機を設置します。入居中はこれらの契約の解約はできないことを、承知します。

離婚調停中に申込みの方

様式 8

誓約書

私は、このたび離婚調停中に申込みするにあたり、万一、離婚不成立となった場合、申込み家族に変更が生じるため、申込みを辞退します。

また、入居後に離婚不成立となった場合は、その住宅を明け渡し、かつ原状回復に必要な費用を全て負担します。

以上、誓約します。

年 月 日

愛知県知事殿
愛知県住宅供給公社理事長様

申込者氏名

シルバーハウジング・身体障害者世帯向に仮当選された方

様式 9

誓約書

年 月 日

愛知県知事殿
愛知県住宅供給公社理事長様

県営 住宅 街区 棟 号
入居契約者氏名

私は、このたび下記の『特別設計住宅』に入居するに際してその趣旨及び目的に鑑み、入居後に当該世帯としての資格に該当しなくなった場合には、速やかに住宅を明け渡すよう努めることを誓約します。

記

- 1 シルバーハウジング(高齢者向)
- 2 身体障害者世帯向

事故住宅に仮当選された方

様式 10

誓約書

私は、このたび事故住宅に入居するにあたり、事故住宅であることを十分承知のうえで入居します。入居後、このことに起因した一切の異議申し立てをしないことを誓約します。

年 月 日

愛知県知事 殿
愛知県住宅供給公社理事長 様

県営 住宅

入居契約者氏名

持家売却や競売等により申込される方

様式 11

誓約書

私は、このたび持家の競売中又は売却に向けた媒介契約中に申込みするにあたり、万一、住宅の売買契約等が成立しなかった場合は住宅に困窮している状況が明らかでないことから、申込みを辞退します。

また、入居後に売買契約等が不成立となった場合は、その住宅を明け渡し、かつ原状回復に必要な費用を全て負担します。

以上、誓約します。

年 月 日

愛知県知事 殿
愛知県住宅供給公社理事長 様

入居契約者氏名

ファミリーシップ宣誓制度等の利用による誓約

様式 12

誓約書

- 私は、このたびファミリーシップ宣誓制度等の利用により申込みをするにあたり、万一、ファミリーシップ(パートナーシップ)を解消した場合は、申込み家族に変更が生じていることから、申込みを辞退します。
- 私は、ファミリーシップ(パートナーシップ)に関する個人情報について、ファミリーシップ(パートナーシップ)が解消されていないことを確認する目的等で、愛知県又は愛知県内市町村のファミリーシップ(パートナーシップ)を所管する部署へ情報提供することに同意します。
- 私は、ファミリーシップ(パートナーシップ)を解消する場合は、愛知県又は愛知県内市町村のファミリーシップ(パートナーシップ)を所管する部署へ、解消する旨を届出た上で、愛知県住宅供給公社へもその旨を報告します。

以上、誓約します。

年 月 日

愛知県知事 殿
愛知県住宅供給公社理事長 様

申込者氏名

辞退届

様式 13

辞退届

愛知県知事 殿
愛知県住宅供給公社理事長 様

年 月 日

住 所

氏 名 (申込者名)

このたび、県営住宅入居申込みをしましたが、下記理由により辞退します。

記

1 住宅名

県 営

住 宅

2 辞退理由

駐車場を申込みれる方

募集住宅一覧表の駐車場使用料欄に金額の記載がある住宅の駐車場は、県管理となっており、家賃とは別に駐車場使用料をお支払いいただきます。

県管理の駐車場を使用される方は、次のとおりお申込みください。

(駐車場契約は、原則的に契約者または同居親族名義の車両です。それ以外の場合はそれぞれの住宅管理事務所又は支所等にご相談ください。)

●申込方法

- ・入居資格本審査時に下記の駐車場使用確認書(様式14)に必要事項を記入のうえ提出してください。
- ・入居が決定したときは、入居説明会前に駐車場申込書等を送付しますので、必要な書類を添えてお申込みください。
- ・指定のサイズを超える大きさの車両は駐車できません。

様 式 14

駐車場使用確認書

(住 宅)

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿
愛知県住宅供給公社理事長 様

ふ り が な

氏 名

(申込者名)

※いずれかに○を付けてください。

1. 私は今回申込みする住宅に入居が決まったときは、
駐車場を希望します。

(私の使用予定車両は、車長490センチメートル以下及び車幅180センチメートル以下であることを自動車検査証で確認しました。)

2. 今回申込みする住宅の駐車場を使用しません。

県営住宅の浴槽設備について

別冊の「募集住宅一覧表」で浴槽等設置の欄に○がついている住宅には県の設備として下の写真のようなタイプの浴槽、風呂釜を設置しています。

浴槽等設置の欄が×の場合は、浴室はありますが、県の設備として浴槽、風呂釜が設置されていないので、入居者の方の費用負担による設置が必要です。

なお、浴槽・風呂釜設備のある住宅は一部を除き入居開始年が1986年(昭和61年)以降の住宅に限ります。また、住宅により設備等には違いがあります。

公社ホームページにて、年代別の代表的な間取りを掲載しています。

詳しくはこちらのQRコードからご確認ください。



バランス釜タイプ(例)



給湯器型タイプ(例)



※県が設置している浴槽・風呂釜は新品ではありません。

案内書配布場所

※電話番号はお間違いないようにお願いします。

《案内書配布時間》 午前9時～午後5時15分（土曜日・日曜日・祝日は配布していません。）

名 称	所 在 地	電 話 番 号
愛 知 県 住 宅 供 給 公 社	名古屋尾張住宅管理事務所 名古屋市中区丸の内3-19-30 県住宅供給公社5階	☎〈052〉973-1791 (ダイヤルイン)
	名古屋尾張住宅管理事務所 一宮支所 一宮市今伊勢町本神戸字立切1-4 県一宮建設事務所1階	☎〈0586〉28-5411 (直通)
	名古屋尾張住宅管理事務所 知多支所 半田市宮本町3-217-21 セントラルビル5階	☎〈0569〉23-2716 (直通)
	名古屋尾張住宅管理事務所 海部駐在 津島市西柳原町1-14 県海部総合庁舎5階	☎〈0567〉24-7330 (直通)
	三河住宅管理事務所 岡崎市明大寺本町1-4 県西三河総合庁舎5階	☎〈0564〉23-1863 (直通)
	三河住宅管理事務所 知立支所 知立市上重原町蔵福寺124 県知立建設事務所南館1階	☎〈0566〉84-5677 (直通)
	三河住宅管理事務所 豊田加茂支所 豊田市喜多町6-3-4 豊田公証役場横 豊田公営住宅センター内	☎〈0565〉34-2001 (直通)
	三河住宅管理事務所 東三河支所 豊橋市今橋町6 県東三河建設事務所1階	☎〈0532〉53-5616 (直通)

①市町村役場の窓口等では、詳しい内容はお答えしかねます。配布のみ行っています。

愛知県建築局公共建築部公営住宅課県営住宅管理室（愛知県庁本庁舎 2階）
県税事務所（名古屋東部、名古屋北部、名古屋西部、名古屋南部、東尾張、西尾張）
県内各市町村役場
名古屋市内は各区役所

名 称	所 在 地	電 話 番 号
愛知県県民相談・情報センター※	名古屋市中区三の丸2-3-2 (県自治センター 1階)	☎052-962-5100
海部県民事務所 広報コーナー	津島市西柳原町1-14 (県海部総合庁舎 1階)	☎0567-24-2112
知多県民事務所 広報コーナー	半田市出口町1-36 (県知多総合庁舎 1階)	☎0569-21-8111
西三河県民事務所 広報コーナー	岡崎市明大寺本町1-4 (県西三河総合庁舎 1階)	☎0564-27-0800
東三河総局 広報コーナー	豊橋市八町通5-4 (県東三河総合庁舎 1階)	☎0532-52-7337
新城設楽振興事務所 広報コーナー	新城市字石名号20-1 (県新城設楽総合庁舎 1階)	☎0536-23-8700

※愛知県県民相談・情報センターは、土曜日・日曜日の午前9時00分～午後4時30分も配布しています。

①住まいの窓口では案内書の配布のみとなります。相談、申込みは各住宅管理事務所又は支所等にお問い合わせください。

名 称	所 在 地	定 休 日 業務時間(原則)
住まいの窓口	名古屋市中区東桜一丁目11番1号 オアシス21 バスターミナル内 ☎〈052〉950-5231	毎週木曜日・毎月第2、第4水曜日 午前10時～午後7時

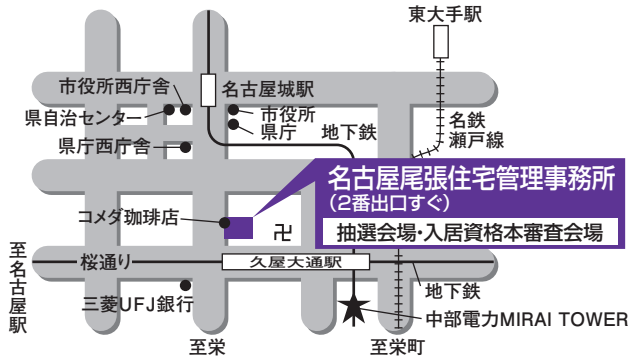
抽選会場・入居資格本審査受付場所等

●名古屋・尾張地区の県営住宅

名古屋尾張住宅管理事務所 (県住宅供給公社5階)

〒460-8566 名古屋市中区丸の内3-19-30
(なごやし なかく まるのうち 3-19-30)

☎(052)973-1791 (ダイヤルイン)



(地下鉄久屋大通駅下車徒歩約1分)

●一宮地区の県営住宅

名古屋尾張住宅管理事務所 一宮支所 (県一宮建設事務所1階)

〒491-0053 一宮市今伊勢町本神戸字立切1-4
(いちのみやし いまいせちょう ほんかんべ あざたてきり 1-4)

☎(0586)28-5411 (直通)



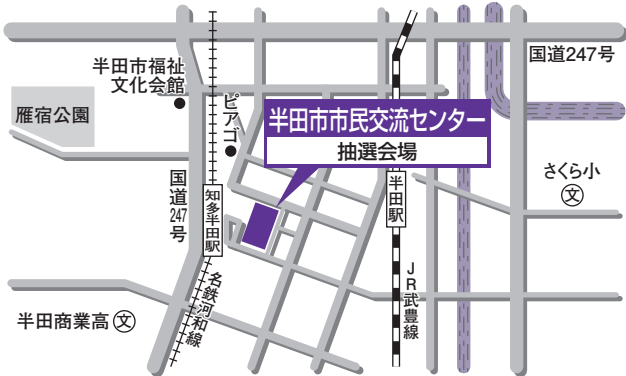
(名鉄今伊勢駅下車徒歩約10分)

●知多地区の県営住宅(抽選会場)

半田市市民交流センター (クラシティ半田3階)

〒475-0857 半田市広小路町155-3
(はんだし ひろこうじちょう 155-3)

(問い合わせは、名古屋尾張住宅管理事務所 知多支所へお願いします。)



(名鉄知多半田駅に直結)

●知多地区の県営住宅(入居資格本審査会場)

名古屋尾張住宅管理事務所 知多支所 (セントラルビル5階)

〒475-0925 半田市宮本町3-217-21
(はんだし みやもとちょう 3-217-21)

☎(0569)23-2716 (直通)



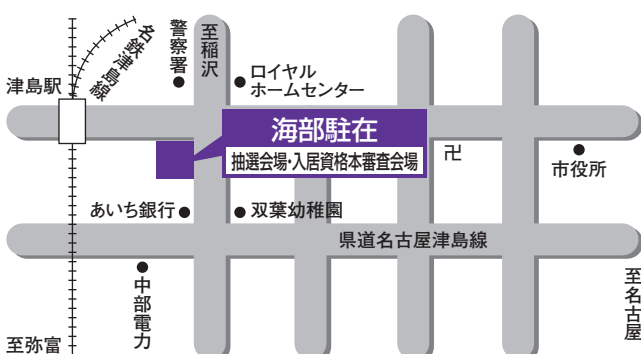
(名鉄青山駅下車徒歩約8分)

●海部地区の県営住宅

名古屋尾張住宅管理事務所 海部駐在 (県海部総合庁舎5階)

〒496-8531 津島市西柳原町1-14
(つしまし にしやなぎはらちょう 1-14)

☎(0567)24-7330 (直通)



(名鉄津島駅下車徒歩約5分)

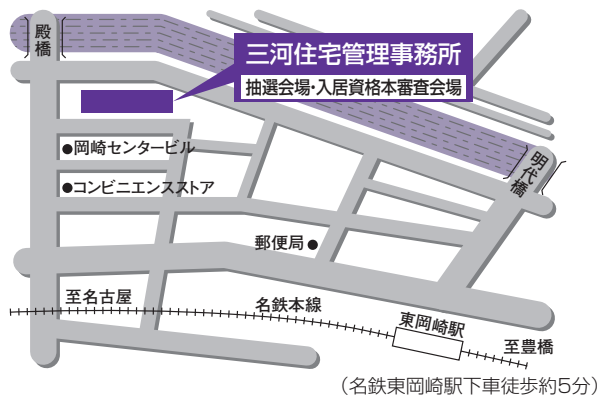
- 抽選会場及び入居資格本審査会場がそれぞれで異なる場合があります。
- 駐車場の確保ができませんので、公共交通機関をご利用ください。
- 仮当選の方は入居資格本審査期間内に来所されない場合は失格とします。(案内書2・35・36ページ参照)

●西三河地区の県営住宅

三河住宅管理事務所 (県西三河総合庁舎5階)

〒444-8551 岡崎市明大寺本町1-4
(おかざきし みょうだいじほんまち 1-4)

☎(0564)23-1863(直通)



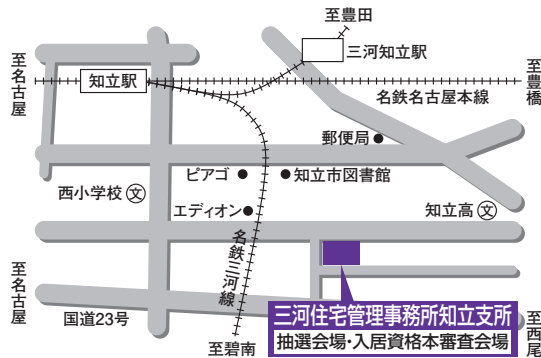
(名鉄東岡崎駅下車徒歩約5分)

●知立地区の県営住宅

三河住宅管理事務所 知立支所 (県知立建設事務所南館1階)

〒472-0026 知立市上重原町蔵福寺124
(ちりゅうし かみしげはらちよう ぞうふくじ 124)

☎(0566)84-5677(直通)



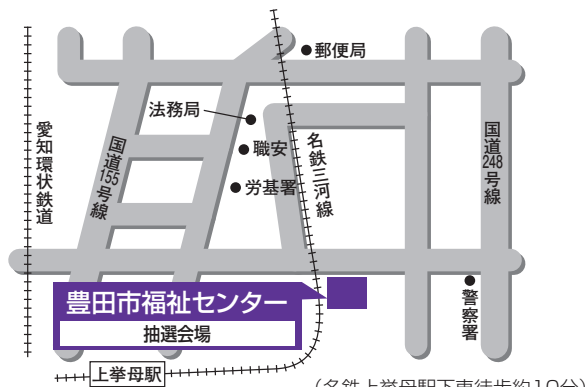
(名鉄知立駅下車徒歩約15分)

●豊田加茂地区の県営住宅(抽選会場)

豊田市福祉センター

〒471-0877 豊田市錦町1-1-1
(とよたし にしきちょう 1-1-1)

(問い合わせは、三河住宅管理事務所 豊田加茂支所へお願いします。)



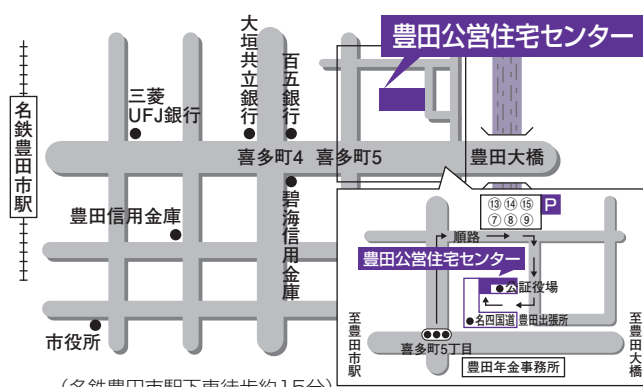
(名鉄上挙母駅下車徒歩約10分)

●豊田加茂地区の県営住宅(入居資格本審査会場)

三河住宅管理事務所 豊田加茂支所 (豊田公営住宅センター内)

〒471-0027 豊田市喜多町6-3-4
(とよたし きたち 6-3-4)

☎(0565)34-2001(直通)



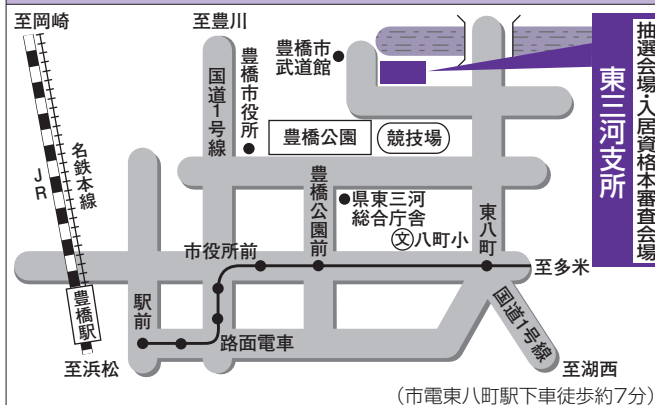
(名鉄豊田市駅下車徒歩約15分)

●東三河地区の県営住宅

三河住宅管理事務所 東三河支所 (県東三河建設事務所1階)

〒440-0801 豊橋市今橋町6
(とよはしし いまはしちょう 6)

☎(0532)53-5616(直通)



(市電東八町駅下車徒歩約7分)

県営住宅入居者募集案内

1 定期募集[抽選] (単身者を含む)

- (1)案内書配布時期……………4月・8月・12月(各月中旬頃)
- (2)申込方法……………郵送もしくは電子申込み
- (3)次回の募集のお知らせ(予定)

案内書配布期間……2026年12月 2日(水)～2027年 1月15日(金)
受付期間……………2027年 1月 6日(水)～2027年 1月15日(金)
抽選日……………2027年 2月 3日(水)
入居日(予定)……………2027年 4月以降

2 常時募集[先着順] (一般向・福祉向・近居向)

- (1)案内書配布開始時期…2月・6月・10月(各月中旬頃)
- (2)申込受付期間…3月～6月・7月～10月・11月～2月
- (3)申込方法……………管轄する住宅管理事務所又は支所等窓口へ直接持参

3 新設募集[抽選]

- (1)案内書配布期間……募集のつど発表
- (2)申込方法……………郵送

2026年度第2回定期募集追加受付期間

2026年10月9日(金)午前9時～2027年2月26日(金)

※詳しくは本案内書34ページをご確認ください。

※追加受付についての別途案内書の作成はございませんのでご注意ください。



「犬・猫」は持ち込まないでください。
県営住宅では、**犬・猫などペット類を飼育できません。**
(盲導犬等は除きます。)



愛知県住宅供給公社

ホームページアドレス <https://www.aichi-kousha.or.jp/>

◆ 県営住宅テレホンサービス ◆
(自動音声案内)

ヨ イ イ エ
☎(052)971-4118